

摂津市議会

総務建設常任委員会記録

令和8年3月12日

摂津市議会

目 次

総務建設常任委員会

3月12日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、 審査案件-----	1
開会の宣告-----	3
委員会記録署名委員の指名-----	3
議案第1号所管分及び議案第9号所管分の審査----- (総務部・建設部・会計室所管分) 質疑(塚本崇委員)	3
議案第1号所管分及び議案第9号所管分の審査----- (市長公室・行政委員会事務局・消防本部所管分) 質疑(峰松由紀子委員、早坂京一郎委員、長田知樹委員、藤浦雅彦委員、塚本崇委員)	17
議案第5号の審査----- 質疑(藤浦雅彦委員)	55
議案第21号の審査-----	56
議案第19号の審査----- 補足説明(市長公室長) 質疑(峰松由紀子委員、早坂京一郎委員)	56
議案第22号の審査----- 質疑(長田知樹委員)	59
議案第23号の審査-----	60
議案第24号の審査-----	61
議案第25号の審査----- 質疑(早坂京一郎委員、藤浦雅彦委員)	61
議案第30号の審査-----	61
議案第31号の審査----- 質疑(峰松由紀子委員、藤浦雅彦委員)	62
採決-----	64
所管事項に関する調査について-----	65
閉会の宣告-----	66

総務建設常任委員会記録

1. 会議日時

令和8年3月12日(木) 午前9時58分 開会
午後4時44分 閉会

1. 場所

301会議室

1. 出席委員

委員 長 安藤 薫 副委員長 塚本 崇 委員 藤浦雅彦
委員 長田知樹 委員 南野直司 委員 早坂京一朗
委員 峰松由紀子

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 嶋野浩一郎 副市長 山本和憲
市長公室長 平井貴志 総務部長 石原幸一郎 建設部長 永田 享
消防長 松田俊也 総合行政委員会事務局長 溝口哲也
総務部理事 丹羽和人 建設部次長兼道路管理課長 寺田満夫
消防本部次長兼消防署長 幸田英基 会計管理者兼会計室長 柳瀬哲宏
市長公室副理事兼秘書課長 有場 隆
市長公室副理事兼政策推進課長 古賀順也
総務部副理事兼防災危機管理課長 辻 稔秀
総務部副理事兼財政課長 妹尾紀子
総務部副理事兼情報政策課長 大西健一
総務部副理事兼固定資産税課長 中尾昌志
建設部副理事兼都市計画課長 藤井芳明
消防本部副理事兼警備課参事 林 州次
広報課長 辻 亮輔 人事課長 松本泰洋
人権女性政策課長 末永美由紀 総務課長 真鍋伸也
資産活用課長 浅田明典 市民税課長 石坂直樹 納税課長 藤原英昭
工事検査室長 宮城陽一 道路交通課長 黒田尚志
水みどり課長 杉山 剛 建築課長 篠崎好健
総合行政委員会事務局長次長 下郡光礼 消防総務課長 大藪 忠
予防課長 大坪孝志 警備企画課長 角田哲志

救急救命課長 小田原利博 警防第1課長 樋口大輔
警防第2課長 小西智文 政策推進課参事 寺田荘史

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 荒井陽子 事務局次長代理 香山叔彦

1. 審査案件（審査順）

議案第 1号 令和8年度摂津市一般会計予算所管分

議案第 9号 令和7年度摂津市一般会計補正予算（第8号）所管分

議案第 5号 令和8年度摂津市財産区財産特別会計予算

議案第21号 摂津市行政手続条例の一部を改正する条例制定の件

議案第19号 摂津市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例制定の件

議案第22号 特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件

議案第23号 摂津市一般職の職員の給与に関する条例及び摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

議案第24号 摂津市特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

議案第25号 摂津市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件

議案第30号 摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件

議案第31号 摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件

(午前9時58分 開会)

○安藤薫委員長 ただいまから総務建設常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は塚本委員を指名します。

先日に引き続き、議案第1号所管分及び議案第9号所管分の審査を行います。

質疑に入ります。

塚本副委員長。

○塚本崇委員 おはようございます。

私からは、簡潔に質問していこうと思っておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

まず1番目、予算書4ページ、市税についてです。

現在、千里丘駅西地区の再開発をやっていますけれども、経済的な波及効果であったりとか、市税の増加予測といった試算があるのかないのか、この点についてお伺いします。

2番目、予算概要に移りまして、財政課です。

○A機器管理事業の中の電子入札システム導入委託料です。682万円の内容についてお聞かせください。

3番目、16ページ、郵送事業の中の通信運搬費4,459万円4,000円です。削減の方向性についてお聞かせください。

4番目、同じく16ページ、郵送事業中の教育施設等文書集配業務委託料、新設になるかと思っておりますけれども、この内容についてお聞かせください。

5番目、18ページと20ページに分かれますけれども、庁舎管理事業、そして市有財産管理事業中の光熱水費についてお伺いします。

先日、早坂委員からもありましたけれども、蛍光灯が2027年末に製造廃止になり

ますが、現在の進捗状況が分かりましたらお教えください。

6番目、FM推進事業、公共施設等総合管理計画策定委託料、190万円で、先日、藤浦委員からもありましたけれども、来年度それを行うことによる効果についてお伺いします。

7番目、建築設計監督事業の内容についてお教えください。

8番目、24ページ、情報管理事業、セキュリティポリシー更新支援委託料120万円の内容についてお教えください。

9番目、DX推進事業中のシステム使用料、令和7年度が約953万円に対して、令和8年度予算では、約1,426万円になっています。この中身についてお教えください。

10番目、108ページ、防災対策事業についてです。

昨年の改正災害対策基本法の中で、自治体間の情報連携が記載されています。本市は、新温泉町と協定を結んでいるかと思っておりますけれども、自治体間連携の情報伝達について、教えてください。

11番目、132ページ、元金償還金の部分です。

利率の観点から、元金償還金8億5,890万円の調達方法について教えてください。

12番目、132ページ、利子償還金です。

全体のどのぐらいに対する利子なのかということと、平準化に対する考え方をお教えください。

続いて、建設部に移ります。

13番目、86ページ、交通安全啓発事業についてです。

先般からずっと自転車の青切符のこと

を言われていますけども、逆に、自動車への啓発はどうされるのかについて、お伺いしたいです。

14番目、88ページ、自家発電機疑似負荷試験委託料34万1,000円の内容を教えてください。

15番目、88ページ、道路反射鏡安全維持事業1,211万円、修繕料として計上されていますけども、設置の見込み等があれば教えてください。

16番目、90ページ、都市再生地籍調査事業です。

先日、藤浦委員からもありましたけども、私が聞いているのは、千里丘駅西地区再開発事業が終わったら、その部分は地籍再生調査完了だと聞いております。ですので、(仮称)味生コミュニティセンターにおいても、事業完了後同様となるのかどうかについて、お伺いしたいと思います。

17番目、先日もありました公共基準点管理事業です。先日の御答弁ですと、884か所の進捗状況がどうなのかについて、御答弁がなかったと記憶していますので、現在何か所が設置済みなのか。来年度に増やすことによって、充足率がどれくらいになるのかについて御答弁いただければと思います。

それから、18番目、90ページです。橋梁長寿命化修繕事業です。

ずっと言い続けていて、やっと金額が下がったんですけど、タブレットレンタル料です。予算額が減った要因について教えてください。

それから、19番目、92ページ、千里丘駅東口再整備事業です。

移転補償費4,387万円が計上されておりますけども、この中身についてお教えてください。

20番目、92ページ、正雀南千里丘線外2路線道路改良事業、手数料が約2,011万円、すごく大きい額と考えているんですけども、この手数料について、御答弁いただければと思っています。

21番目、94ページ、都市計画課です。これも、昨年から聞かせていただいていますけども、3D都市モデル事業という文言がなくなったので、どこに含まれていて、来年度はどういうことをされるのか、お聞きしたいと思います。

22番目、96ページです。特定空家対策事務事業についてです。

特定空家と管理不全空家の状況について、それから見込みがあれば、お教えてください。

23番目、狹隘道路整備事業についてです。

これも発生主義だと先日の御答弁でありましたけども、動きがあると思いますので、令和8年度としては、目標値としてどのくらい持っていらっしゃるのかをお伺いします。

24番目、98ページ、公園維持管理事業です。

来年度はアンケートしかないという御答弁でしたけども、総務建設常任委員会としましては、福岡県北九州市へ視察に行つて、公園についてワークショップをやっている事例を持って帰ってきています。そのワークショップについての考え方、来年度以降の予定を立てていくのかどうかについて、お考えを聞きたいと思います。

25番目、防犯カメラについてですけども、要望にさせていただきます。

予算としては、財政状況が厳しい中で、新規がないということです。6年前ですか、私が議員になって最初の頃は、摂津市内に

防犯カメラが100台もなかったんです。それが、今や205台にまで増えたということで、すごくありがたいことですが、来年度は増やさない。であれば、従前から言わせていただいていますけども、補助として検討していただけないかということ要望させていただきたいと思っております。

なので、丸抱えをして、リース料とかそういうところのランニングコストを増やすよりも、イニシャルに多少投資をして、ランニングコストを抑えるような方法に切り替えていくべきじゃないかと思しますので、要望とさせていただきます。

続いて、補正についてお伺いします。

26番目、補正予算の中で、市民税についてです。

2億円ぴったり増額になっておりますけども、この根拠についてお教えてください。

27番目、53ページ、低濃度PCBについてです。

減額となっておりますけども、低濃度PCBについては、令和8年度中に処理を完了することについて、環境省から通達が来ているかと思っております。ですので、令和8年度中に完了する見込みで動いているかどうかについてお伺いします。

28番目、交付金についてです。

先日の御答弁の中で、今年度限りとあったもんですから、毎年続くものではないのか、利子相当分が補填されているのかどうかについてお伺いします。

1回目、以上になります。

○安藤薫委員長 答弁を求めます。

石坂課長。

○石坂市民税課長 質問番号1番、千里丘駅西地区再開発に伴う市税への波及効果の試算は行われているのかという御質問

だったかと思えます。

市税の中で、個人市民税及び固定資産税、都市計画税におきまして、市民税額の世帯平均や事業計画における床面積からの試算は行っております。

以上です。

○安藤薫委員長 妹尾副理事。

○妹尾総務部副理事 財政課に係ります御答弁を申し上げます。

質問番号2番で、電子入札システム導入委託料の中身についてございました。

電子入札につきまして、導入予定のシステムにつきましては、インターネットを利用して入札の公告から事業者の参加申請、入札書の提出、そして開札までの手順をオンライン上で完結させる仕組みとなっております。

大阪府内の市町村で共同利用している電子入札システムを導入する予定で考えております。

現在、22市が参加しておるシステムでございます。これは、令和8年度にシステムの導入と周知を行いまして、実際に電子入札をするのは令和9年度からの運用と考えておるところです。

この電子入札を導入することによって、入札の透明性・公平性といったことが期待できるかと考えております。

入札手続自体は、システム上で厳格に管理をされることとなりますので、入札書の提出状況とか、金額等の情報が締切りまで、ほかの誰にも分からないように設定することが可能になっております。これによって、情報の漏えいでありませうとか、不正な業者同士の接触を物理的に防止ができて、入札の透明性と公平性が、現在よりもより高まると考えているところでございます。

以上でございます。

○安藤薫委員長 真鍋課長。

○真鍋総務課長 質問番号3番、郵送事業の通信運搬費の方向性についてでございます。

郵便料金の支払いでございますが、令和6年10月にも値上げをされております。ただ、総務課としましては、基本的な考え方としまして、単純に値上げされたからと言いまして、予算額を増額するものではなくて、仕事のやり方を変えるなどの工夫をしまして、市全体の郵便料金を継続して減らしていくことが必要であると考えております。

例えば、令和7年度からの取組としましては、納税課などの業務になりますけれども、銀行などへの預金調査をする場合に、電子データでのやり取りをすることで、郵便料金の削減に取り組んでおります。

また、市民や団体などへの補助金の交付がありますけれども、現在は補助金の振込と併せて交付決定通知書を送らせていただいております。例えば、これも要綱を改正するなどして、補助金の振込をする場合には、交付決定通知書を送付しないこともできることから、郵便料金の削減に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、質問番号4番、郵送事業の教育施設等文書集配業務委託料についてでございます。

この内容ですけれども、学校現場と教育委員会の郵便物のやり取りを摂津郵便局に委託してお支払いということになります。

令和7年度までは、学校現場と教育委員会との郵便の支払いは、教育政策課の予算としておりましたが、教育政策課と協議しまして、市全体の郵便物を取り扱っている総務課で、令和8年度から予算化して、郵便業務の一元化を図るということござ

います。

一元化する狙いとしましては、例えば、郵便局が市内の学校現場や公共施設を回っていただいておりますけれども、さらに今より効率的に回ることができれば、将来的にも郵便料金を安くできるかもしれないということで、こちらも仕事のやり方の工夫ができれば、経費節減につながりますので、継続して取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 浅田課長。

○浅田資産活用課長 質問番号5番、庁舎管理事業と市有財産管理事業でのLED化についてお答えいたします。

まず、庁舎につきましては、ESCO事業によって、LED化は完了済みでございます。

一方、市有財産管理事業で管理しておりますのは、主に、旧三宅小学校と旧第45集会所になります。

こちらにつきましては、照明は蛍光灯となっております。今後、利活用を検討する中で、必要に応じて、改修を行ってまいります。

次に、質問番号6番、公共施設等総合管理計画策定業務委託料についてでございます。

計画の策定業務としては、できる限り自前で策定したいと考えておりますが、公共施設の営繕に係るコスト面の試算について委託することで、より効率的に進めることができると考えております。

自前で計画の大部分を策定するわけですけれども、その効果としては、当然、財政的な部分もあるんですけれども、一から考えて、計画の構成であったり、中身を検討していくことで、職員のスキルアップ、レ

ベルアップにつながるものと考えております。

続きまして、質問番号7番、建築設計監督事業の内容についてでございます。

こちらにつきましては、施設所管課が委託発注する公共建築物の設計業務や工事管理業務について、専門的な立場で、施設所管課の支援を行っております。

令和8年度の取組といたしましては、引き続き、千里丘小学校の建て替え、とりかいこども園の建て替え、また、(仮称)味生コミュニティセンターの建設工事、そのほか、三宅柳田小学校、別府小学校の外壁等改修工事の支援を行う予定でございます。

以上でございます。

○安藤薫委員長 大西副理事。

○大西総務部副理事 質問番号8番についてです。

大阪市町村スマートシティ推進連絡会議が選定をいたしましたIT分野の事業者を活用して、現行のセキュリティポリシーの見直しを行い、国のガイドラインを包含できるように更新を行います。

また、職員の情報セキュリティに対しての認識を深めるために、改定いたしましたセキュリティポリシーの要点を解説したハンドブックの作成も検討しております。

続きまして、質問番号9番についてです。

システム使用料につきましては、RPAツールのライセンス使用料、電子申請システム使用料、業務用チャットサービス使用料、AI-OCRシステム使用料、AI音声文字起こしツール使用料、ノーコード・ローコードツール使用料となっております。

令和8年度は、新たにAI-OCRとノ

ーコード・ローコードツール等の導入を考えており、令和7年度より予算は増額しております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 辻副理事。

○辻総務部副理事 質問番号10番、防災対策事業に関する御質問に御答弁いたします。

避難元と避難先市町村の情報連携の推進ということで、新温泉町に対するお問い合わせございました。

本市におきましては、災害時の相互応援協定といたしまして、非常に様々な市町と協定を締結させていただいております。その中で、委員がおっしゃいますように、新温泉町につきましても、その一つございまして、平成25年4月に、相互応援協定を締結させていただいております。

その情報連携につきましては、被災した市、または町は、次に掲げる事項を明らかにしてということで、前もって応援の要請を行うときには、情報の連携をする種類を規定しております。

例えば、被害の種類及び状況でありますとか、救援物資、資機材の品名、数量、応援職員等の職種別の人員の数です。あと応援場所及び応援場所への経路、応援の期間等々をあらかじめやり取りするという形になっております。

情報交換といたしまして、地域防災計画その他必要な情報を相互に交換するというので、その協定に盛り込んでおるところでございます。

実際、近年でございますと、能登半島地震のときに、日本海沿岸に津波警報が発令されましたので、情報連携の一環といたしまして、新温泉町の町民安全課に、連絡を差し上げて、何か応援することがあるのか

ないのかという情報連携をさせていただいたところでございます。

以上です

○安藤薫委員長 妹尾副理事。

○妹尾総務部副理事 財政課に係ります御質問に御答弁申し上げます。

質問番号11番で、予算概要132ページ、元金償還金の財源内訳の中で、借換債についての資金調達方法ということでございました。

借換債につきましては、民間資金での借入れとなっておりますので、今考えておりますのは、結構金利も上がっており、金融機関によって金利も異なっております。このため、入札という方法を実施して、金利の低い金融機関を選択して、利子償還額の低減につなげられればと考えておるところでございます。

続きまして、質問番号12番です。

利子償還金で、どういった内容を計上しているか、あと今後、平準化をどうしていくかの考え方でございました。

この内容といたしまして、既に借入れが済んでいる市債の利子につきましては、償還すべき数字が決まっておりますので、そちらが1億4,068万円となっております。

これから、借入れを予定しております令和7年度の新規の発行分と、先ほど申し上げました令和8年度の借換債につきましては、利率を平均2.5%と計算しております。新規発行部分については、7,559万1,000円と考えておりました、合計で2億1,627万1,000円の計上とさせていただいております。

公債費の償還ですけれども、令和8年度以降、増加傾向となっております。

令和11年度以降は、当面の間、約25

億円の水準で高止まりしていくことが想定されます。

今後は、先ほども申し上げましたけれども、金利が上昇していくことが見込まれますので、借入れの方法で金利を下げる手法と、借入期間の中で、元金の据置期間を減少させることにおいて、全体として、利子償還額を減少させる方法を検討することを考えております。

また、後年度の負担のバランスを見ながら、事業実施の際の平準化、市債の借入れも抑えていく必要があると思っております。

中期財政計画で、目標と方向性の中で、公債費についても、負担比率の約15%、30億円を超えない償還額の範囲での市債発行に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 黒田課長。

○黒田道路交通課長 質問番号13番、交通安全啓発事業の青切符導入を踏まえた啓発方法につきまして、自動車に対する啓発についてお答えいたします。

青切符制度の導入を踏まえまして、分かりやすいチラシを活用した周知を、これまでも続けておりますが、4月以降、御指摘のとおり自動車につきましても、その啓発は当然考えているところでございます。

自転車の追い抜き時の安全を確保するための規定も当然新設されておりました、自動車等が自転車などを追い抜く際に、十分な間隔がない場合に、間隔に応じた安全な速度で進行しなければならないといった規定もございます。こういったところを、春秋の運転者講習会の場で、しっかり周知し、また、商業施設等でのキャンペーンの際には、自動車の利用者にも啓発してまい

りたいと考えております。

続きまして、質問番号14番、施設管理事業の自家発電機疑似負荷試験委託料の内容につきまして、お答えいたします。

こちらにつきましては、災害時の非常用電源の動作確認を検証するものでございまして、停電を伴わない形で負荷をかけまして、その動作確認をしているところでございます。

続きまして、15番目、道路反射鏡安全維持事業の修繕料の中で、新設設置の見込みについて、お答えいたします。

道路反射鏡の設置目的は、見通しの悪い交差点等において、交通の円滑化と安全性の向上を図るために、自動車のドライバーへの視認性を補助するものでございます。御指摘のとおり、単価契約で、迅速な機能復旧に対応し、定期修繕において、定期的な修繕をしっかりと行い、点検修繕という形で、軽微な機能回復、適切な管理のための点検も併せて行っているところでございます。

新設につきましては、年に1基あるかなんかが現状でございまして、道路反射鏡自体が死角を伴う、あくまで補助施設ということで、令和3年に制定した設置基準、それと御要望等あった際の現場の確認を勘案しまして、設置について慎重に判断しているところでございます。

以上でございます。

○安藤薫委員長 寺田次長。

○寺田建設部次長 質問番号16番、都市再生地籍調査（街区境界調査）事業でのお問いでございます。

委員がお問いの（仮称）味生コミュニティセンターが竣工になったときに、これらの成果と反映とのお問いでございました。

この都市再生地籍調査（街区境界調査）

と申しますのが、通常、道路であったり、水路、河川等の官民境界線で、その官民境界線にそれぞれ民境界が線状にある場合につきましては、隣地との境界確認を行っていく作業でございます。

当然、（仮称）味生コミュニティセンターの開発におきましては、開発行為に伴いまして、道路敷、それから隣地との境界、そちらは境界をきちっと確定された上で、開発行為に臨んでおられますので、その辺りについては、法務局に備え付けの分筆図等で確認できる内容になってまいります。また、この測量のデータにつきましては、世界測地系の座標データでもって、仮に、地震災害等が発生した場合でも、人工衛星等の測量によりまして、復元が可能な座標となっておりますので、問題ないと考えております。

続きまして、質問番号17番、公共基準点の進捗状況でございます。

平成18年度から、作業に取り組みさせていただいておりますが、進捗率としましては約56%でございます。

続きまして、質問番号18番でございます。

橋梁長寿命化修繕事業におけますタブレットレンタル料の予算が、昨年度に比べて減の内容でございます。

こちらにつきましては、令和6年度からタブレットの現場運用で、2台体制としたところでございます。

令和7年度実績に応じて、令和8年度については、減じた予算計上とさせていただいているところでございます。

続きまして、質問番号19番、千里丘駅東口再整備事業の移転補償費の内容でございます。

こちらにつきましては、現状、駅前広場

の歩道部に有料の自転車の駐輪ラックがございます。フォルテ摂津を管理運営されております摂津都市開発株式会社で実際運用されておりますので、再整備工事に当たりまして、支障となる駐輪ラックについて、損失補償を行うことになってございます。

内容といたしましては、損失補償金、動産移転料、営業補償費等となっております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 黒田課長。

○黒田道路交通課長 質問番号20番、正雀南千里丘線外2路線道路改良事業の手数料の額についての御質問にお答えいたします。

先日も答弁いたしましたとおり、個別交渉になりますので、詳細な表現は控えさせていただきますが、この手数料の内訳につきましては、歩道整備に必要な用地の土地鑑定と建物の調査になります。

特に、建物の調査には、費用が多くかかるものでございまして、複数ある物件のうち交渉の同意を得られた物件について進めていくことで考えてございます。合意が得られたときには、速やかに調査を開始できるよう本予算を計上させていただいているものでございます。

以上でございます。

○安藤薫委員長 藤井副理事。

○藤井建設部副理事 質問番号21番、都市計画課の3D都市モデル、令和8年度の取組について答弁申し上げます。

令和4年度から令和6年度までは、3D都市モデル活用事業において整備したデジタルツインプラットフォームにより、高度化した方法で、都市計画情報を公開しております。今年度からは、近年の技術革新

により開発された無償で使用可能な新たな地理情報可視化プログラムにより、都市計画情報を公開型GISとして、職員自らの手で再構築し、公開していきます。

令和8年度につきましては、引き続き一般事務事業の中で、必要経費である通信運搬費やサーバー使用料等を計上させていただいており、都市計画情報の公開を継続していくように考えております。

ただ、今後も引き続き、3D都市モデルに関する国の動きですとか、他の事例等をしっかり注視し、研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 篠崎課長。

○篠崎建築課長 質問番号22番、特定空家等の件数と見込みでございます。

特定空家等につきましては、現在1件認定しております。

管理不全空家等につきましては、今のところ認定したものはございません。

今後の見込みでございますけれども、所有者の改善の意思などをヒアリングしながら、また、現状を見ながら、検討してまいります。

将来的に、認定に至るものがあるかもしれませんが、今のところ認定を見込んでいるものはございません。

質問番号23番、狹隘道路につきまして、見込みでございますけれども、狹隘道路につきましては、事前協議を行っておりまして、事前協議の際に、助成金の対象であることはお伝えしております。

その後、実際に申請をされてこられるかが、分からない状況でございまして、今のところ見込みというのは持っておりません。ただ、助成金が100万円を超えてきそうなものにつきましては、予算上の絡み

がございますので、時期を見まして、申請されるのかどうかは確認しております。

以上です。

○安藤薫委員長 杉山課長。

○杉山水みどり課長 質問番号24番の公園に係るワークショップ開催予定についての御質問にお答えいたします。

緑の基本計画改定におきましては、ワークショップの開催予定はございませんが、緑の基本計画に公園の整備及び管理の方針を位置づけ、その後、この方針に基づく取組を実施する際にはワークショップが必要になると考えております。

公園に対するニーズは複雑化・多様化しており、こうしたニーズに応えるためにも、公園の再整備を進めていくことが求められていると認識しております。

また、少子高齢化や人口減少の進展を踏まえましても、公園再編計画の策定や公園再整備といった取組を進めることが必要であると認識しております。

こうした取組の際には、市民主体での議論が重要と考えております。

北九州市の事例は、非常に参考になると考えておりますので、この事例を参考に、ワークショップを開催しながら、取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 石坂課長。

○石坂市民税課長 個人市民税歳入の増額補正につき、お答えいたします。

令和7年度当初予算額の算出におきまして、景気の緩やかな回復による雇用情勢の改善及び給与所得の増加を勘案し、加えて、前年度定額減税の戻り分も見込みましたところ、納税義務者及び課税所得に想定以上の伸びが見られ、予算額との乖離が生じたことから、当初予算額に2億円の

増額とさせていただいているものでございます。

○安藤薫委員長 寺田次長。

○寺田建設部次長 質問番号27番、低濃度PCB運搬処分に係る委託料の関係でのお問いでございます。

こちらにつきましては、橋梁の塗膜、橋梁と申しましても、橋桁部分に鋼鉄の素材が使われているところの塗膜でございます。ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法で、この低濃度PCBにつきましては、令和9年3月31日までに法律で適正処分が義務づけられております。令和7年度補正で上げさせていただいている分につきましては、昨年度、令和6年度に実施をいたしました防領橋の橋梁塗膜の除去分を令和7年度で適正に処分し、その不用額を補正予算で計上させていただいております。

令和8年度につきましては、市役所から鶴野地域にかけて架けている鶴野中橋、それと、鳥飼新町にございます無名橋1580という橋がございますけれども、そちらの2橋の橋梁塗膜の除去を令和8年度に運搬処分いたすものでございます。

なお、こちらにつきましては、法律に定めておられる基準に基づき、適正に処分してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 妹尾副理事。

○妹尾総務部副理事 質問番号28番、財政課に関する御質問に御答弁申し上げます。

一般会計の令和7年度補正予算(第8号)で、地方交付税の中で、普通交付税の増額部分についての御質問でございます。

今回、国の補正によって、国税収入の決算に伴って、令和7年度の地方交付税、普

通交付税が再算定となりました。基準財政需要額の算定方法の改正が行われる中で、臨時財政対策債の償還基金費が令和7年度限りで設けられたところがございます。

補正予算によって、この算定方法の改正が行われたので、次年度以降どうなるかについては、まだ分からないところがございます。

その中で、この需要の部分が設けられたところがございます。

内容といたしましては、そもそもその臨時財政対策債自体が、交付税で措置されるべきところの財源不足額に対して地方債を発行することで、その財源不足額を補うという性格のところがございます。発行可能額の部分は、理論償還として、翌年度以降、元利償還金については、全額措置されるとなっているものがございます。

今回は、その臨時財政対策債の償還基金費ということで、令和8年度及び令和9年度の元利償還金分の一部をいわゆる前倒しするような形で、需要額に積んで再算定が行われたということになります。

ですので、基金費とありますのは、前倒しでその分を令和8年度と令和9年度から控除しますので、その分、自治体では、持っておいてくださいという意味で、基金費と名称がついた形になっております。交付税には、理論償還として、毎年度臨時財政対策債の部分については、発行した年度によって計算をされて、積み上がってきている需要額はございます。

以上でございます。

○安藤薫委員長 塚本副委員長。

○塚本崇委員 ありがとうございます。

2回目に移らせていただきます。

1番目、これは要望にしますけれども、あるかないかではあるということですが、

詳細はまだお聞きできていない部分があると思っています。豊中市が、千里中央の再開発をされる際、経済波及効果とか、市税とかについて、出しているんです。

ということは、計算できるということで、千里丘駅西地区も多額の費用がかかる事業ですから、当然、経済波及効果であるとか、市税増加についても試算しておくべきことであろうと思います。もしかしたらディベロッパーでやられているかもしれませんが、算定すべきと思っておりませんので、マンパワーもあるでしょうから、今後できるところでやっていただきたいと思います。

財政課についてですけれども、電子入札システムが、令和9年度からの導入になるということでお伺いしました。

気になっているのが、このところ公共事業に対する不調が続いております。昨年、1回目、2回目は1者応札で不調、3回目、2者応札になって、くじ引になって、なぜか市外の企業が取ってしまったということがありました。税の考え方は、市民からいただいた税は、市民へ返すのが、僕は原則だと思っているので、そこについては、1者応札だから駄目だというところを、もう少し緩和できないかと思います。法的な問題というよりも内規の話だと思うので、これについては、地場産業の育成の観点から、もう少し緩やかにしてもいいんじゃないかと思います。

なぜ地場産業の育成が必要かといいますが、発災時に、最初に助けてくれるのは、地元企業です。東京都の企業が助けてくれるわけじゃないです。

初動で必要なのは、地元企業の力です。特に最近では、公共事業はうまみがないので、応札しないケースが結構出てきている

んです。物価高騰によってです。

そこは、地元をしっかりと優先していただけるほうが僕は好ましいんじゃないかと思っていますので、また、これも御検討をお願いします。

3番目、郵送事業については、方向性についてお聞かせいただきました。

近年、封書で送るということがなかなかない。保険会社であったりとか、いろんな会社、銀行とか、シーリングされたはがきで送ることが増えております。はがきで済ませられるところは、はがきで済ますことで、低減を図っていただきたいです。電子化できるところは電子化していくといったところを心がけていただきたいと、これは要望にしておきます。

4番目、教育施設等文書集配業務委託料300万円、これは、教育委員会から移管されたものということです。これも先ほど通信運搬費と併せて、結局、どれだけ削減効果が生まれるのかです。

郵政事業が民間になってから、一定量取引があれば割引があることも承知しておりますので、まとめられるところはまとめて、削減に取り組んでいただければと思います。よろしくをお願いします。

5番目、光熱費で、蛍光灯に関してです。改修せずとも蛍光灯をLEDに変えられるものは、今結構あるんですけど、そこを何か改修しなきゃLEDになりませんというのは、僕は納得できておりません。私の家でも、差し替えるだけでLEDになっていきますので、そういった器具が今あるので、改修と言われると、少し違和感を持ってしまいます。そこは、従来の器具につけられるLED灯という考え方でいていただいたほうがいいんじゃないかと思っておりますので、よろしくをお願いします。要望です。

6番目、FM推進事業です。

効果についてお話しいただきました。内製化することによって、職員のスキルアップであったりとか、いろんな観点で見ることができることもあります。今回、第2次公共施設等総合管理計画をつくるに当たって、すごく安い金額でやっていただくというのは、大変ありがたい話ですが、負担が増え過ぎないように、コントロールしていただきながらやっていただけるようにお願いします。これも要望します。

建築設計監督事業について、かなり多岐にわたるものに携わっておられることが分かりました。そこも適切にやっていただいて、事故のないようにだけお願いいたします。

8番目、情報管理事業、セキュリティポリシー更新支援委託料です。

これについては、アドバイザーが派遣されると聞いておりますけども、アドバイザーの支援内容について、2回目をお聞きします。

続いて、9番目、DX推進事業のシステム使用料です。

2回目は要望になりますけども、AI-OCRであるとか、ローコード、ノーコードツールが入る。何でこれをするかという、要はベンダーロックがかからないために、システム標準化をするので、この新しい取組をやることは、一向に構わないと思うんですけど、ベンダーロックだけはかからないように、気をつけていただければと思っています。これをよろしくお願いいたします。

10番目、防災対策事業、新温泉町との取組については理解いたしました。

先日、大阪大学と協定を結ばれたかと思っております。そういった広域避難の考え方につ

いては、第1回広域避難フェスティバルがありました。令和8年度については、第2回目の予算としては見えてないんですけども、意気込みを担当理事から答弁いただければと思います。よろしくお願いします。

元金償還金です。民間調達で入札形式になるだろうと。今、政策金利が上昇して、民間の金利も上昇傾向にあります。入札は、有効な方法だろうと思いますけども、公共事業にはなじまない。個人単位で言いますと、前も言ったかもしれないですけど、おまとめローンみたいにできないか。借りるときの条件を見ていると、金利10%以内、据置期間が5年以内、30年以内に償還ということが書かれているかと思いません。

こういったところは、先に償還してしまって、金利が有利になるものであったら、そっちも検討していただくという総合的な判断をお願いしたいと思っています。

12番目、利子償還金です。

平準化についての考え方は分かりました。昨年の決算審査でも言わせていただきましたけども、今後は利子が上昇していくことが予想されています。利子分のコントロールをどうするのか、結局、民間になると、利子相当分が民間ではもうけになるわけで、そこはよろしくお願いします。

続いて、13番目、交通安全啓発事業、自動車への啓発についてです。

先日、追越しできない道路で、自転車が前を走っていました。その後ろに車が走っています。そのもう1台後ろに車があって、前の車はちゃんとルールを守って、自転車を追い越さないように走っているわけですけども、その後ろの車は、すごくクラクションを鳴らすわけです。そういったことがあると、この人はルールが分かってない

なと思ってしまいます。そのクラクションを鳴らしたりすることによって、自転車に余計なプレッシャーをかけたりとか、事故が起きないように、啓発に努めていただきたいと思っています。よろしくお願いします。

14番目、自家発電機疑似負荷試験委託料ですけども、これは、いわゆる無停電電源とは違う話になるということで、分かりました。

いわゆるUPSです。無停電電源とは違うものだというので、恐らく発災時に、手動で発電しなきゃいけないものです。これについては理解いたしました。

15番目、道路反射鏡安全維持事業です。これも以前から言わせていただいているんですけど、堤防沿いをまっすぐ行った中央環状線の下のところは本当に狭いし、暗いです。自転車がばんばん走るので、そこについては、もう一回検討していただきたいと思っていますので、要望しておきます。よろしくお願いします。

16番目、都市再生地籍調査です。(仮称)味生コミュニティセンターも事業完了後は地籍として決定されるという認識です。北摂では、茨木市が突出して高いんです。それは茨木市が開発行為に及んだときに、それを伴いながら開発していったからと聞いております。ですので、これも開発行為があったときにはそういったものをどんどん含めていただいて、進捗を伸ばしていただきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

これは根本的な部分で、発災時において、官民境界をしっかりと把握していることにより、より迅速な復旧を目指すという趣旨で聞いておりますので、そこについては進めていただきたいと思います。

17番目、公共基準点管理事業です。進

捗率56%ということで伺いました。来年は、また5%ぐらい上がっていくのかと思っております。上昇に努めていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。要望です。

18番目、タブレットレンタル料です。やっと減額したというところで、しつこく言い続けてきたかいかどうか分からないですけれども、適切に努めていただければと思います。よろしくお願いいたします。要望します。

19番目です。移転補償費については一定理解しました。

先般来ありましたように、一般質問でも言わせていただきましたけど、駐輪場が不足気味で、民間活用もしていくことが必要です。駐車場も少ないです。本当に千里丘駅、摂津市駅周辺は、駐車場も駐輪場も不足していますので、民間活用を促していただくような施策、何かないかと思っているので、要望しておきます。よろしくお願いいたします。

20番目、正雀南千里丘線外2路線道路改良事業について、内容は理解しました。引き続き、これも発生主義として計上されるものだと思っています。再来年ですか、決算審査のときに進捗があればいいと期待しながら、エールを送っておきます。

21番目、3D都市モデル、デジタルツインプラットフォームです。災害とか、再生地籍調査とかとも絡めてしっかりやっていくと、すごくいい取組だと思っています。これはなくさないように、また要望していきますので、よろしくお願いいたします。

22番目、特定空家についてですが、2回目に、特定空家とか管理不全空家というのは、相続がどうしても絡んできますので、固定資産税の側面から解説いただければ

と思います。よろしくお願いいたします。

23番目、狭隘道路について、ある程度、執行率の低い状況が続いていましたけども、改善に向けて頑張っていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

24番目、公園維持管理事業で、ワークショップの考え方についてお伺いしました。公園が身近にあって、自分たちの公園だという意識を持つのはすごくいいし、協働のまちづくりの理念とすごく合致している部分があります。そこについては、もっと皆さんと公園の協議をやっていただいて、皆さんも公園を使っていただく、自分たちが使う公園だから自分たちで、こうしたいんだという方向性が見えるよう、やっていただきたいと思います。

あと、三宅地区に何とか公園を設置できないかと思っていますので、よろしくお願いいたします。

それから補正予算で、市民税2億円増の根拠についてお話しいただきました。それだけ増収したということは喜ばしいことだと思いますので、よろしくお願いいたします。

27番目、低濃度PCBの処理についてです。令和9年3月末までに処理しなければいけないと。これが、令和8年度の予算で、所管外になるんですけど、バクの家にも低濃度PCBの予算が上がってしまっていて、こういったところも何か一括でやるほうが絶対的にコストとしてはいいのではないかと思います。これは要望ですけども、やるなら一括でやったほうがいいと思いますので、よろしくお願いいたします。

交付金、交付税についてです。元利含みということで、安心したわけです。

臨時財政対策債については、全国的に増えているということで、本市についてはか

なり抑制しているほうだろうと考えています。臨財債については、来年度も発行がないので国の景気動向に左右される部分もあると思いますが、また見ていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○安藤薫委員長 大西副理事。

○大西総務部副理事 質問番号8番についてです。

支援内容につきましては、外部事業者が持つ高い専門性を活用し、総務省が示します地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインと本市の現行ポリシーとのフィット・アンド・ギャップ分析のほか、国の動向を踏まえた改定案について助言をいただきたいと考えております。

また、人的要因による情報漏えいを防ぐための方策や各部局への説明会等についての御支援をいただこうと現在考えているところでございます。

以上でございます。

○安藤薫委員長 丹羽理事。

○丹羽総務部理事 質問番号10番、令和8年度の広域避難啓発関連のイベントの開催等についての御質問にお答えします。

令和7年度は、本市の防災アドバイザー、香川大学の竹之内准教授から助言をいただきながら、どうしてもネガティブなイメージを持たれやすいテーマである防災、広域避難に楽しく触れて学んでいただくことを目的として、鳥飼地域の自治会、自主防災会、社会福祉協議会、摂津市防災研究会、民間事業者、新鳥飼公民館登録クラブ、香川大学の学生に御協力いただくとともに、鳥飼地域の小・中学校、生涯学習課、文化スポーツ課との連携の下、新鳥飼公民館、鳥飼体育館に広域避難フェスティバル

を開催いたしました。

当日は、子供から高齢者まで幅広い方々に御参加いただいたところでございます。来場された皆さんが楽しんでおられる様子が見受けられることに加え、アンケート結果等から、一定の防災意識の向上も図られたものと認識しております。

こうしたイベントを実施するためには、各団体、関係機関の御協力が不可欠であるため、令和8年度の実施は、まだ未定となっておりますが、広域避難フェスティバルの振り返りを行った上で、令和8年度以降も水害時の広域避難が文化として根づいていくよう、地域の方々と協働で実施するイベント等の啓発事業を検討してまいりたいと考えております。

○安藤薫委員長 中尾副理事。

○中尾総務部副理事 質問番号22番、特定空家対策における固定資産の相続についての御質問にお答えをいたします。

2024年の4月に不動産を相続した際の相続登記の申請が義務化されております。相続により所有権を取得したことを知った日から3年以内に申告をする必要がございます。正当な理由なく怠ると、10万円以下の過料が科される可能性がございます。

主にこの改正につきましては、所有者不明の土地や空き家の増加を防ぎ、公共事業や災害復興を円滑に進めることが目的であります。

また、過去に発生した未登記の相続分も対象となりますため、早急な確認と手続の推奨を行っております。

以上です。

○安藤薫委員長 塚本副委員長。

○塚本崇委員 ありがとうございます。

3回目、全て要望になります。

まず、情報管理事業のセキュリティポリシー更新支援委託料についてです。アドバイザーの支援内容についてお聞きしました。セキュリティに関しては、私の考え方ですけれども、内と外と両側があると思いますので、そこについては、中の意識向上が非常に必要であって、不要にファイルを開かないとかそういったこともあります。

先日、福島県二本松市で個人情報の漏えいによって懲戒免職となったこともありますので、こういったところはしっかり意識づけをしていただきたいと思いますし、情報端末、今総務省から示されているものでいうと、本市はアルファ型ということで、3層です。

ということは、情報端末自体が限られてくるのでアクセスできる。であれば、指紋認証など入れてしまってもいいんじゃないかと思えますので、そこはまた今後も予算づけしていただいたらいいんじゃないかと思えます。

防災対策事業についてです。2回目はまだ分からないということですが、継続は力なりです。小学4年生の子が一生懸命考えてやっていただいたりとか、発表していただいた内容とかを見てると、こういったところはすごく大事だと思いますから、ぜひ2回目を期待して、エールを送りたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

特定空家についてです。いわゆる3年ルールが知った日からということで、訴求して行われる。そこまでにはやらなきゃいけないということになりますので、未定のもの洗い出しは、やっていかなきゃいけないだろうと思います。

この前、私も通報させてもらった場所とかあると思いますけれども、空き家について

はこれから増えていくと思いますし、ややこしい面もありますから、そこについては横の連携を持ってしっかり対応していただきたいと思いますと思っております。

以上です。

○安藤薫委員長 ほかにございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○安藤薫委員長 以上で、総務部、建設部、会計室に係る質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時12分 休憩)

(午前11時19分 再開)

○安藤薫委員長 再開します。

引き続き、議案第1号所管分及び議案第9号所管分の審査を行います。

本2件について補足説明を省略し、質疑に入ります。

峰松委員。

○峰松由紀子委員 質問をさせていただきます。6点ございます。

質問番号1番、予算概要16ページのシティプロモーション事業です。広報課になります。シティプロモーション推進事業委託料の220万円の内容についてお聞かせください。

質問番号2番、こちらも広報課です。予算書52ページ、一般寄附金(広報課)になります。予算額4,300万円についてお聞きします。これは、ふるさと応援寄附金に係るものだと思いますが、この算出理由についてお聞かせください。

質問番号3番、政策推進課です。予算概要22ページ、鳥飼まちづくりグランドデザイン推進事業です。鳥飼東小学校跡地活用検討委託料ですが、令和7年度1,728万1,000円、令和8年度は1,752万6,000円と、令和7年度予算総額の約97.3%、令和8年度では約98.

6%を占めています。この2年間で何を達成しようとする計画なのか、お聞かせください。

質問番号4番です。予算概要100ページ、消防総務課になります。公務員の定年延長により、消防職員についても定年が65歳へと段階的に引き上げられています。これに伴い、消防職員の平均年齢は今後上昇し、これまで以上に年齢の高い職員が災害現場で活躍する場面も増えてくるかと考えております。

一般的に、30代以降は年齢とともに体力の低下が進むと言われており、組織全体の高齢化、現場活動に必要な体力面への影響も懸念されます。

そこで、トレーニング環境の整備や健康管理など、必要な予算措置はどのように行われているのか、お伺いいたします。

質問番号5番、救急救命課です。予算概要104ページ及び令和8年度当初予算主要事業一覧の7ページ、ナンバー25の救急活動事業のマイナ救急の業務内容と57万円の予算内容を教えてください。

最後は、質問番号6番、人事課です。給与費明細書についてです。予算書212ページの表を令和4年度の表と比べますと、職員数が減っているにもかかわらず、給与合計が増えています。まず、その理由をお聞かせください。

1回目、以上となります。

○安藤薫委員長 辻課長。

○辻広報課長 1番目、シティプロモーション推進事業について、お答えいたします。

シティプロモーション推進事業委託料は、シティプロモーション戦略の改定に当たりまして、戦略改定の基礎資料とするためのアンケート調査を実施する委託料でございます。

アンケート調査は郵送方式を基本として実施いたしまして、発送・回収管理、データ入力、統計分析、報告書作成等を一括して委託するものでございます。

市民の皆様の本市への愛着度や、本市のよさや特色についてどのように認識されているかなどについてお尋ねしまして、シティプロモーション戦略の改定に活用してまいりたいと考えております。

続きまして、2番目、ふるさと応援寄附金に係ります一般寄附金、広報課の算出利用についてお答えいたします。

算出に当たりましては、過去の実績や寄附の動向等を踏まえまして、現時点で妥当と考える額として見込んでおります。新たな返礼品の追加やポータルサイトの拡充等によりまして、毎年度、寄附額が増加しております。令和7年度も、令和6年度を上回る水準で推移しておりますことから、これらを総合的に判断し、算出したものでございます。

以上でございます。

○安藤薫委員長 寺田参事。

○寺田政策推進課参事 3番目の令和7年度、令和8年度に鳥飼東小学校の跡地活用検討の委託をしているが、何を達成しようとしているのかといった内容の質問にお答えさせていただきます。

鳥飼東小学校跡地活用検討における委託業務につきましては、民間活力を最大限に引き出して、行政だけでは難しい、にぎわいと暮らしやすさが調和したまちを実現するために行っているものでございます。

その実現に向けまして、令和7年度は跡地活用の方向性や民間ニーズの把握のためにワークショップやサウンディング調査を行い、その結果から跡地活用方針の取

りまとめを行うものとなっております。令和8年度は、取りまとめた跡地活用方針を基に事業化に向けた準備を行う内容となっております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 大藪課長。

○大藪消防総務課長 4番目の御質問にお答えいたします。

消防職員の定年延長につきましては、現行の体制の中で、現場に出ない部署への配置や体力の消耗の少ない隊員等に配置することでの対応を行っております。

しかしながら、配置による対応にも限界がございますので、職員の体力維持・向上のための施策が必要と考え、令和8年度の予算におきまして、機器更新のための予算要求を行いました。

この予算要求につきましては、引き続き要求を行っていくとともに、体力の維持・向上のためのトレーニングや現場活動効率向上のための訓練を続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 小田原課長。

○小田原救急救命課長 5番目の救急活動事業のマイナ救急の業務内容と、57万円の予算内容についての御質問にお答えします。

マイナ保険証を活用した救急活動の円滑化でございまして、救急出動時の救急活動の迅速化につながるものでございます。

目的といたしましては、救急現場において、傷病者が言葉を発することができない場合や、痛みなど、苦しくて話すことができない場合など傷病者の医療に関する情報が得られない際に、円滑な救急活動が実施できず、医療機関への搬送が遅延することがございます。また、かかりつけ医療機

関を把握できず、最善の治療を受けられないことが懸念されます。

それらを改善する一助となるものでございます。

活用方法といたしましては、救急現場において、傷病者が所持している健康保険証利用・登録済みのマイナンバーカードを利用し、救急車に積載しておりますタブレット端末から、現病歴、かかりつけ医療機関、薬剤情報などを把握するものでございます。

予算につきましては、令和7年10月1日から開始しておりまして、当初、機器の導入費用や令和7年度におけるランニングコストの負担額はありませんでした。令和8年度から、本市が負担する必要がありまして、通信運搬費34万9,000円、修繕料20万円、消耗品費2万1,000円の57万円を予算計上しております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 松本課長。

○松本人事課長 質問番号6番、人事課に係ります御質問にお答えいたします。

職員数と給与の関係ということだっただと思います。令和4年度から令和7年度まで4年連続で、人事院勧告はプラスとなっております。その幅も非常に大きく、特に令和6年人事院勧告は、民間給与の状況を反映して、約30年ぶりとなります高水準のベースアップとなりました。令和7年度も引き続き、大幅なアップとなっております。賞与につきましても、この4年間で0.35月の増となっております。

あと、地域手当におきましても、令和7年度は10%、令和8年度は11%で予算計上しております。

こうしたことが職員1人当たりの単価の増となりますので、予算上の職員数の減

に反しまして、給与総額が増えていることとなります。

以上でございます。

○安藤薫委員長 峰松委員。

○峰松由紀子委員 御答弁ありがとうございます。

2回目の質問をさせていただきます。

1番目、広報課です。委託料に関しては理解いたしました。

それでは、シティプロモーション推進事業の消耗品費104万7,000円について、何をされるのかお伺いいたします。

2番目、こちらも広報課です。ふるさと応援寄附金を伸ばすための戦略はどのようにお考えか、お伺いします。

3番目、政策推進課です。委託料が多いように思われるのですが、なぜここまで外部委託しなければいけないのか。

まず、職員で対応ができない理由をお聞かせください。

4番目は、要望とさせていただきます。

予算要求はされているが査定で実は見送りになっているとのこと。このたび代表質問においても、まちごとフィットネスヘルシータウン事業について、市長から市民の健康増進と持続可能なまちづくりを進めていくという答弁がありました。持続可能なまちづくりを進める上では、市民の安心・安全を守ることが大変重要であり、そのためには、現場で働く職員の健康づくりや体力の維持・向上も欠かせないと考えます。

現在、トレーニングルームに設置されている器具については老朽化が見られ、更新が必要な状況であると伺っております。

しかしながら、全てを一度に入れ替えるとなると、多くの費用が必要になると思えます。

そこで、一度に更新するのではなく、計画的に数年に分けて器具の入替えを進めていくことも一つの方法ではないかと考えております。

また、このトレーニングルームは消防の職員だけでなく、市役所庁舎の職員も利用できるという聞いております。全職員の体力の維持・向上を図る観点から、トレーニング環境の整備について、前向きに検討していただくことを要望させていただきます。

5番目、マイナ救急の使用実績と効果は、どのようなものがあつたか、お聞かせください。

6番目、物価高騰が続く中、民間の賃金上昇が進んでおります。これに伴う人事院勧告の影響が非常に大きいことは理解いたしました。

ところで、予算書216ページを見ますと、パートタイム会計年度任用職員が、前年に比べると52人も減っていますが、その内訳をお聞かせください。

以上になります。

○安藤薫委員長 辻課長。

○辻広報課長 1番目、シティプロモーション推進事業について、お答えいたします。

消耗品費104万7,000円につきましては、令和8年度の本市60周年を記念したPRグッズの作成費を計上してありまして、令和7年度までに作成した亚克力キーホルダーやクリアファイルなども、引き続き作成する予定でございます。

PRグッズは、イベント等での配布を通じまして、受け取った方々に本市の魅力を知っていただく機会とするとともに、SNS等で本市の魅力を発信していただくきっかけにしたいと考えております。

続きまして、2番目、ふるさと応援寄附金を伸ばすための戦略について、お答えい

たします。

寄附者のニーズや他自治体の取組を分析しつつ、返礼品の魅力向上と情報発信の強化が重要であると認識しております。本市関係課や商工会、市内事業者との連携を深め、本市ならではの特色を生かした返礼品の開発に取り組むとともに、ポータルサイトや市外イベント等を通じた発信の強化にも努めてまいります。

ふるさと応援寄附金の拡大は一朝一夕に実現するものではございませんが、こうした取組を積み重ねることで、寄附額の増加とともに、本市の産業の活性化及び認知度の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 寺田参事。

○寺田政策推進課参事 3番目、2回目の外部委託の理由と、職員ではなぜ難しいのかの質問に対して、お答えいたします。

外部委託を行う理由といたしましては、跡地活用の事業化に向けてのリスク管理や予期せぬ法的トラブルの回避を行うために、専門的知見からの公募資料の作成、不動産鑑定士による鑑定評価、弁護士によるリーガルチェックを行う必要があり、それらの業務につきましても、高い専門性を必要とすることから職員で行うことは難しく、委託料を計上させていただいております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 小田原課長。

○小田原救急救命課長 5番目、マイナ救急の使用実績と効果についての御質問にお答えします。

本市における使用実績でございますが、令和7年10月1日から翌年2月28日までの5か月間の救急出動におけるマイ

ナ保険証を活用した使用実績は、出動の総件数2,308件中、94件でございました。

マイナ救急の使用実績94件を傷病程度別に見ますと、中等症が31件、軽症が63件となっております。その中で、良好な事例といたしましては、傷病者から聴取した病歴以外の病歴を確認できたことや、手術歴や薬剤情報が確認できて参考になったなどございました。

以上でございます。

○安藤薫委員長 松本課長。

○松本人事課長 6番目、人事課に関する御質問にお答えいたします。

パートタイム会計年度任用職員の減員の内容でございます。まずは、令和8年度は各種選挙がない想定でございますので、32人の減となります。残りの20人ですけれども、主立ったところで申し上げますと、市史編さんに関する職が5人、行政パートナー3人、自立支援相談員一人など、減員する一方で、地域支援コミュニティソーシャルワーカー一人を新規で増やすなど、適正な配置に努めております。

これは、昨年8月に、人件費における経常経費のヒアリングでよくよく所属長と話をし、精査をし、査定をした結果となっております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 峰松委員。

○峰松由紀子委員 御答弁ありがとうございます。

3回目の質問をさせていただきます。

質問番号1番、こちらは要望です。

シティプロモーション推進事業委託料については、シティプロモーション戦略に関するアンケート調査を実施するための費用であることは理解いたしました。

アンケート調査を行うに当たっては、シティプロモーションという言葉自体が市民の皆さんにとって分かりにくい場合がございます。できるだけ市民目線に立ち、分かりやすい言葉で表現するとともに、回答しやすい設問をすることで、回収率の向上につながるように工夫していただきたいと思えます。

また、アンケート結果を通じて、本市の魅力や強みを改めて認識し、それを効果的に発信することで、住みよい摂津市の実現と、特に子育て世帯などの定住、転入促進につながるよう、シティプロモーション戦略に十分活用していただくよう要望いたします。

質問番号2番です。ふるさと応援寄附金については、寄附者のニーズ分析や他自治体の取組を踏まえ、返礼品の魅力向上や情報発信の強化、市内事業所との連携による特色ある返礼品の開発に取り組んでいるとの答弁がありました。本市の産業振興や認知度向上にもつながる取組であることから、引き続き積極的に推進していただきたいと考えます。

ただ一方で、ふるさと応援寄附金による歳入については、これを前提とした歳出を組み立てる財源とするのではなく、あくまで余剰的な財源として位置づけ、安定的な財政運営に配慮していただくことも重要であると考えております。

その上で、将来を見据え、例えば災害への備えに活用できるよう一定程度基金として積み立てていくなど、将来世代にも資する形で検討して、活用されていくことを要望させていただきます。

質問番号3番です。政策推進課、今後のスケジュール感と将来の展望をお聞かせください。

質問番号5番、救急救命課です。今後、マイナ救急をどのように活用していかれるのか、お聞かせください。

質問番号6番、人事課です。こちらは要望とさせていただきます。

パートタイム会計年度任用職員が減っている理由はよく分かりました。人数を単に減らすのではなく、必要に応じて増員している部署もあるとのことですので、今後も各部署と十分に協議を行いながら、業務量に応じた適正な配置を進めていただきたいと思います。そのことが、結果として職員の負担軽減にもつながり、ひいては市民サービスの向上にもつながると考えますので、引き続き適正な人員配置に努めていただきたいと思います。

以上です。質問を終わります。

○安藤薫委員長 寺田参事。

○寺田政策推進課参事 3番目、3回目の鳥飼東小学校跡地活用検討のスケジュール感と、将来展望についてお答えいたします。

令和8年度は、公募資料の作成を行い、令和9年度に事業者選定を行って、令和10年度以降で事業化を目指して、今、進めているところでございます。

将来展望につきましては、今年度は民間事業者を対象としたサウンディング調査を実施し、事業参入の可能性について意見をお伺いし、地元企業との対話調査やワークショップなどを実施して、地域として求められる機能や将来像について議論を重ねております。対話を通じて描いた地域の将来像を本事業の基本的な考え方として、市場性や事業の実現性の整理を行いながら跡地活用を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 小田原課長。

○小田原救急救命課長 5番目、今後のマイナ救急の活用についての御質問にお答えします。

本日、午前中にメールで一報が入りまして、令和8年4月1日から、スマートフォンにひもづいておりますマイナ保険証の対応ができるように、タブレット端末及びカードリーダーの改修を行う予定となっております。ごさいまして、総務省消防庁といたしましても、マイナ救急の活用を推進していく予定でございます。

救急隊といたしましても、マイナ保険証の活用が有効と認められる救急事案につきましては、積極的に活用しまして、傷病者の利益につながりますように、適切な救急活動を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 峰松委員。

○峰松由紀子委員 御答弁ありがとうございます。

全て要望になります。

質問番号3番、総予算の約98%を占める委託料については、事業者選定に必要な専門的な部門に作業とかで使っていただくという御説明を受け、理解いたしました。

また、事業者の選定に当たっては、選定委員会を開催され、その委員会には、これまで鳥飼東小学校跡地活用の検討会議に参加されてきた市民の方々にも関わっていただくなど、地域と協働した形で進めていくことが重要であるかと考えております。地域住民の視点を取り入れることで、事業に対する納得感や理解も、より深まるものと思います。つきましては、選定過程において、市民の参加を図られるよう配慮していただくことを要望させていただきます。

ます。

質問番号5番、令和7年10月からの開始で、まだ実績は十分に上がっていない状況かと思えます。救急隊員の問いかけに対して返答できない場合でも、マイナンバーカードを端末で読み取ることで、既往歴などの情報が確認でき、搬送時の対応に役立つと理解いたしました。

また、令和8年度になります。先ほどおっしゃったようにスマートフォンのアプリでも読み取れるように改修していくことで、とても安心しております。

今後は、救急隊員と会話できる場合であっても、聞き取りだけでは情報が抜け落ちる可能性もあるかと思えます。最終的にはマイナンバーカードによる確認を基本とした運用をすることを、国は想定しているのではないかと私は思っております。そのためにも、ネットワーク回線の環境整備を進めていくことが重要であると思っておりますので、環境整備の推進を要望させていただきます。

以上、質問を終わらせていただきます。

○安藤薫委員長 暫時休憩します。

(午前11時46分 休憩)

(午後 0時49分 再開)

○安藤薫委員長 再開します。

早坂委員。

○早坂京一朗委員 予算概要から、ページ順に7点質問させていただきます。

まず、質問番号1番、予算概要8ページ、秘書課、一般事務事業、時間外勤務手当(会計年度任用職員)について、お伺いいたします。

会計年度任用職員の時間外勤務手当139万3,000円について、どういったものなのか、お聞かせください。

会計年度任用職員は、基本的には補助

的・定型的な業務を担うことを想定した任用制度であると認識しておりますが、この時間外勤務は、一定程度見込まれているものなのか、あるいは一時的な業務集中によるものなのか、その内容についてお聞かせください。

次に、質問番号2番、同じく予算概要16ページ、広報課、シティプロモーション推進事業について、お聞きいたします。

本事業では、市制施行60周年記念事業として、摂津市の魅力を分かりやすく整理したPR冊子を作成するとあり、印刷製本費として35万円が計上されておりますが、こちらは全てPR冊子という認識でよろしいのでしょうか。

また、どのような内容で市の魅力を発信していくのか、お聞かせください。

続いて、質問番号3番、同じく予算概要22ページ、政策推進課、行政経営戦略策定事業の行政経営戦略策定等支援業務委託料1,009万8,000円について、お伺いいたします。

この委託業務は、次期行政経営戦略の策定支援とのことですが、具体的にはどのような内容を委託しているのか、お聞かせください。

次に、質問番号4番、22ページ、政策推進課、鳥飼まちづくりランドデザイン推進事業について、報償金9万円の内容についてお聞かせください。

次に、質問番号5番、22ページ、政策推進課、淀川河川防災ステーション等整備促進事業について、報償金22万円の内容についてお聞かせください。

次に、質問番号6番、24ページ、人権女性政策課、人権啓発推進顧問報酬414万円が計上されておりますが、顧問とはどのような方々なのか、お聞かせください。

次に、質問番号7番、102ページ、警備企画課、消防本部車両・資機材整備事業と、あと予算書258ページの消防団車両・資機材整備事業の債務負担行為について、その内容をお聞かせください。

また、内訳についてもお聞かせください。

以上、1回目の質問を終わります。

○安藤薫委員長 答弁を求めます。

有場副理事。

○有場市長公室副理事 秘書課に関わります御質問にお答えいたします。

会計年度任用職員の時間外勤務手当でございます。こちらにつきましては、市長公用車の運転手2名の時間外勤務手当となります。市長公用車の運転業務であるため、市長の公務状況によりまして、時間外勤務手当が発生することがございます。運転手の勤務につきましては、出勤時間を固定せずに、公務のスケジュールに合わせて、できる限り柔軟に出勤時間を変えることで、時間外勤務の削減に努めているところでございます。

以上でございます。

○安藤薫委員長 辻課長。

○辻広報課長 質問番号2番、シティプロモーション推進事業について、お答えいたします。

シティプロモーション推進事業の印刷製本費35万円は、全てPR冊子に係る費用でございます。PR冊子は、本市への来訪や移住・定住等につなげることを目的としまして、本市の様々な魅力を紹介するものでございます。市内外の幅広い世代の方々に親しみを持って見ていただけるよう、写真や図等を活用いたします。そして完成しました冊子は、市内外のイベントやふるさと応援寄附金の企業訪問など、様々な場面で活用いたしまして、市の魅力発信

の基盤資料といたします。

以上でございます。

○安藤薫委員長 古賀副理事。

○古賀市長公室副理事 質問番号3番、行政経営戦略策定等支援業務委託料の内容について、お答えいたします。

この委託料につきましては、令和7年度に引き続いて、次期行政経営戦略策定に係る専門のコンサルタント業者に委託するものでございます。

令和8年度につきましては、基本構想、それと次期行政経営戦略の体系ですとか、K P Iの設定などの策定支援のほか、現行の行政経営戦略の統括作業の支援をいただくものでございます。

○安藤薫委員長 寺田参事。

○寺田政策推進課参事 質問番号4番、鳥飼まちづくりグランドデザイン推進事業の報償費の内容についてです。こちらにつきましては、鳥飼東小学校跡地活用に係る選定委員会の委員報酬となっております。

続きまして、質問番号5番、淀川河川防災ステーション等整備促進事業の報償金についてです。こちらにつきましては、かわまちづくり計画に伴う、かわまちづくり検討会と、かわまちづくり先進事例の講師に係る委員報酬となっております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 末永課長。

○末永人権女性政策課長 質問番号6番、人権啓発推進顧問について、お答えいたします。

推進顧問は、教育、行政、民間企業の各分野で人権問題に取り組んだ経験があり、深い理解と豊富な知識を有する3名の学識経験者に委嘱しております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 角田課長。

○角田警備企画課長 質問番号7番にお答えいたします。

予算書8ページ及び258ページに記載がございます消防団車両・資機材整備事業の債務負担行為の内容についてでございますが、令和8年度に更新を予定しております摂津市第三分団は、味舌地区を管轄いただいている消防分団になります。この車両購入経費などがございます。

ここ数年、消防車両更新に際しまして、特に消防ポンプであったり、クレーン、ウインチなどの特別な装備の艀装が伴う車両につきましては、単年度で納車することができない状況が続いております。今回、更新を予定しております車両につきましても、消防ポンプの艀装を伴う車両でございます。入札応需事業者を確認したところ、納入時期についての明言はできない状況で、年度を超える可能性が極めて高いということであったため、債務負担行為を設定いたすものでございます。

金額の内訳でございますが、車両購入に当たります備品購入費が2,872万7,000円、全国市有物件災害共済会に加入いたします保険料が2万2,000円の、合計額2,874万9,000円でございます。

以上でございます。

○安藤薫委員長 早坂委員。

○早坂京一郎委員 2回目の質問をさせていただきます。

質問番号1番の秘書課、時間外勤務手当についてです。先ほどの御答弁で、市長公用車の運転手の時間外勤務手当ということで理解いたしました。

時間外勤務の削減についても御答弁いただきましたが、市役所全体での時間外勤務も気になるところでございます。

続いて、人事課になりますが、予算書213ページを見ますと、時間外勤務手当が2億5,977万3,000円計上されております。この時間外勤務手当について、部局ごとでは、どのような状況になっているのか、お聞かせください。

また、その要因について、一時的または恒常的なものなのか、どのように整理しているのかもお聞きいたします。

さらに今後、業務の平準化やDXの活用によって時間外勤務を抑制できる余地がどの程度あるのかについてもお聞きいたします。

続いて、質問番号2番、シティプロモーション推進事業についてです。市制施行40周年の際には、市民公募により市のマスコットキャラクター「セッピィ」が誕生しました。

また、摂津市では、市民に親しみを持ってもらうため、市制施行50周年の際には、市の木としてクスノキ、市の花としてツツジを定めております。市制施行40周年の際には、身近に見られて家族で泳ぐ姿から、平和や地域のつながりをイメージできる鳥として、市の鳥にカルガモが定められたと伺っております。

しかし、摂津市の木、市の花、市の鳥については、市民の間での認知度はあまり高くないように感じております。

これらは、本来、市の象徴として、市民に親しまれるべきものだと思いますが、今後、認知度向上に向けたPR戦略について、どのようにお考えなのか、お聞かせください。

次に、質問番号3番、行政経営戦略策定事業についてですが、現行の行政経営戦略は、前森山市長の時代に策定されたものと聞いております。

まず、次期行政経営戦略の策定に当たっては、嶋野市長が掲げるウェルビーイングの考え方をどのように反映させていくのか、お聞かせください。

次に、質問番号4番、鳥飼まちづくりグランドデザイン推進事業についてですが、この策定委員会の目的と、令和8年度に予定されている内容についてお聞かせください。

また、午前中の質問とも少しかぶるかもしれませんが、鳥飼東小学校跡地活用について、現時点でどのような活用イメージを想定されているのかについて、お聞かせください。

続きまして、質問番号5番、淀川河川防災ステーション等整備促進事業について、かわまちづくり検討会の目的と、令和8年度に予定されている内容についてもお聞かせください。

続いて、質問番号6番、人権啓発推進顧問報酬についてです。人権啓発は、私として重要な取組であると考えております。この事業の活動内容について、お聞かせください。

また、この取組について、市としてどのように認識しているのかも併せてお聞かせください。

続きまして、質問番号7番、消防団車両・資機材整備事業についてですが、先ほど答弁いただきまして、納期が長期化している状況については理解いたしました。消防車両の製作環境が厳しくなっているとのことではございますが、今後も同様の状況が続いた場合、本市の消防車両の更新計画に影響が出る可能性はないのか。

また、消防団の活動に支障が出ないようにどのように対応していくのか、お聞かせください。

以上、2回目の質問を終わります。

○安藤薫委員長 松本課長。

○松本人事課長 質問番号1番、人事課に係ります御質問にお答えいたします。

まず、時間外勤務手当についてでございます。部局ごとで申し上げますと、年間で予算上、最も1人当たりの時間外勤務時間数が少ない部と多い部で比較した場合、少ない部で143時間、多い部で198時間となっております。この差が55時間、これを月単位に直しますと、1人当たり四、五時間、週当たり1時間程度となります。

ただ、新規事業や計画策定がある部署は、その年の時間外勤務時間数が多くなる傾向がございます。所属長とのヒアリングや、査定を通じて人数の配置を行っておりまして、精査を行っているところでございます。

あと、一時的な要因と恒常的な要因であったかと思えます。

各課におけます常勤職員の時間外勤務時間数につきましては、12月に査定をしております。令和8年度の予算で申し上げますと、政策経費、つまりは一時的な要因は、4,575万9,000円となっております。全体の18%となっております。

あと、DXによります時間外勤務時間数の抑制という御質問であったと思えます。

DXの目的といたしまして、デジタル技術の活用によって業務の効率化を進め、既存業務の時間的負担を削減することで、職員が新たな業務に注力できる時間を創出する、これが大きいと考えております。

ただ、時間外勤務時間数の削減、ひいては総労働時間の縮減は必要です。時間外勤務は、職員のスキルによってもばらつきが出てしまう面は否めませんが、職員全体のスキルアップとして、令和8年度に

職員育成・行動基本計画を改定して取組を進めてまいります。

以上でございます。

○安藤薫委員長 辻課長。

○辻広報課長 質問番号2番、シティプロモーション推進事業について、お答えいたします。

市の木クスノキ、市の花ツツジ、市の鳥カルガモは、本市の自然環境や特色を象徴するものであると認識しております。

制定以降、本市の概要や魅力を御紹介する市勢要覧や、市ホームページ、本市の公共施設等の場所を御案内する市内地図等で周知を図っております。

令和6年度からは、イベント等でガチャガチャの景品としてセッピィとツツジが描かれたアクリルキーホルダーや、セッピィとカルガモが描かれたアクリルキーホルダー等をお渡ししまして、身近に感じていただく取組を行っております。お渡しする際に、市の花ツツジですという言葉添えるなどの工夫を今後もしてまいります。

また、令和8年度に作成いたします本市の様々な魅力を紹介するPR冊子や広報せつにつに、市の木クスノキ、市の花ツツジ、市の鳥カルガモを掲載いたしまして、認知度を向上してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 古賀副理事。

○古賀市長公室副理事 質問番号3番の次期行政経営戦略策定に当たりまして、嶋野市長が掲げるウェルビーイングをどのように連携するかについての御質問にお答えします。

前森山市長が掲げておられました人間基礎教育につきましては、現行の行政経営戦略の目指すまちの将来像を実現するた

めの礎としてきたところでございます。

この社会のルールを守れる人づくりを根幹とする人間基礎教育の理念につきましても、時代が変化する中であっても普遍的に重要なものであると認識しておるところでございます。

その上で、嶋野市長が掲げますウェルビーイングの実現につきましても、人口減少といった人口構造の変化ですとか、また価値観の多様化・複雑化する地域課題に対応していくためには不可欠な視点であると考えております。

次期行政経営戦略につきましても、これまでの前森山市長が掲げる人間基礎教育の理念も踏まえつつ、ウェルビーイングの視点も取り入れながら、また社会潮流も踏まえながら、市政全般にわたりまして一貫性のある戦略として改定していきたいと考えております。

○安藤薫委員長 寺田参事。

○寺田政策推進課参事 質問番号4番の2回目、まず一つ目として選定委員会の目的と令和8年度の内容についてでございます。選定委員会の目的につきましては、鳥飼東小学校跡地の活用にあたりまして、公平性・透明性を確保しながら、地域にとって最も望ましい活用方法や事業者選定を行うために設置するもので、学識経験者や専門的知見を有する方々を含めた選定委員会を設置し、事業提案の内容を総合的に評価して、適切な事業者及び活用内容を選定していくものとなっております。

令和8年度の内容といたしましては、どのような事業者を募集すべきかなどの審査基準を決定することを目的とした募集要項の審議を行うことを想定しております。

そして、次に二つ目、跡地活用のイメー

ジ的なことについての質問ですけれども、先ほども御答弁させていただきましたように、今年度は地域として求められる機能とか将来像について、議論を重ねているところで、対話を通じて描いた地域の将来像を本事業の基本的な考え方として整理しているところでございます。

ワークショップでは、様々な御意見をいただいているんですけれども、市が施設の用途を決めるのではなくて、市民の皆様と対話を通じて描いた地域の将来像を目的として示して、民間の知恵を呼び込む手法を考えております。

公募においては、単なる施設の用途をそのまま条件とするのではなくて、なぜそれが必要なのかという本質的な目的を整理して公募条件へ実装させていく、そんなイメージで考えております。

続きまして、質問番号5番の2回目、かわまちづくり検討会の目的と令和8年度の内容について、お答えさせていただきます。

かわまちづくり計画の策定に向けては、かわまちづくり協議会の設立が必要となりますが、検討会におきましては、淀川の河川敷をどのようにしていきたいのかなど議論を行い、かわまちづくり計画の骨子を固めていくことを目的としております。

検討会のメンバー構成につきましては、河川管理者、関係行政機関、学識経験者、民間事業者及び活動団体など多様な主体が参画する体制を整えて、今後は検討会を協議会に移行していき、かわまちづくり計画の策定に進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 末永課長。

○末永人権女性政策課長 6番目の2回目の御質問にお答えいたします。

人権啓発推進顧問の主な活動としましては、摂津市第2期人権行政推進計画に基づき実施されるもので、様々な人権問題への啓発や相談者に寄り添った相談業務において、積極的に相談窓口の周知を行い、相談者の安心につながるよう、思いやりを持った対応を心がけております。

また、人権女性政策課が所管しております人権協会、世界人権宣言摂津連絡会議の加盟団体とともに、人権に関わる学習会の運営や街頭啓発、また、市が実施します平和月間や人権週間の取組において、中心的な立場で携わっております。

さらに、地域における啓発に加えて、市職員や教職員等の人権教育への講師派遣を行っております。

特に、1年を通して実施しております新規採用職員人権連続研修は、行政職員としての人格形成に必要な基礎知識が学べる貴重な研修の一つであります。

受講者の理解度を高めるため、各テーマ終了後には振り返りを行い、疑問点などの解消に努めるとともに、最終講義ではグループで課題研究に取り組んだ成果を発表し合うことで、受講生の理解度が図られております。

このように、人権啓発推進顧問の様々な活動が、市職員をはじめ市民の人権教育、意識の高揚に大きく寄与しているものと認識しております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 角田課長。

○角田警備企画課長 質問番号7番の2回目の御質問にお答えいたします。

車両の納期につきましては、入札に必需いただける事業者のほとんどが製造環境、社会情勢の変化であったり、労働関係法規等の整備による影響で、納入時期をはつき

り示すことが困難であると伺っておりますので、今後におきましても同様の状況が続くものと考えております。

御指摘いただきました車両の更新計画や消防団活動への影響につきましては、支障が出ることをないように適切な時期に債務負担行為を設定するなどして、計画に定めております更新年度を見据えた措置を講じてまいります。

以上でございます。

○安藤薫委員長 早坂委員。

○早坂京一郎委員 御答弁ありがとうございます。

まず、質問番号1番について、こちらは要望とさせていただきますが、時間外勤務手当については、職員の健康確保や働きやすい職場環境の観点からも、適切に管理していくことが重要だと考えております。

職員の能力向上や業務の効率化、DXの推進など様々な手法を活用しながら、時間外勤務の縮減に取り組んでいただきたいと思っております。

また、業務の平準化を図り、特定の職員や部署に業務が偏ることがないように、管理職によるマネジメントの強化にも努めていただくことを要望し、この質問を終わりにいたします。

続きまして、質問番号2番、シティプロモーション推進事業についてです。今年が市制施行60周年という節目となります。本市の魅力を改めて整理して、市内外へ発信していく取組は大変重要であると私自身も考えております。

市の木クスノキ、市の花ツツジ、市の鳥カルガモ、そしてマスコットキャラクターのセッピーなど、本市の象徴となるものは、市民にとっての誇りや愛着につながる大切な要素であると思っております。

今回作成されるPR冊子をはじめ様々な機会を通じて、これらの認知度向上に努めて、市内だけじゃなく市外の方々にも、摂津市の魅力がより伝わるようなシティプロモーションに取り組んでいただくことを要望し、この質問を終わりにいたします。

続きまして、質問番号3番、行政経営戦略推進事業についてですが、市の将来像や政策の方向性を示す重要な指針であると認識しております。

理念を大切にしつつ、嶋野市長が掲げるウェルビーイングの視点も取り入れながら、市民一人一人の暮らしや幸せにつながる行政経営戦略となるよう、市民の目線を大切にされた戦略策定に取り組んでいただくことを要望し、この質問を終わりにいたします。

次に、質問番号4番、鳥飼まちづくりグランドデザイン推進事業についてですが、先ほど御答弁にもありました鳥飼東小学校跡地は、地域の活性化にとって大きな可能性を持つ場所であると私自身、考えております。

選定委員会を通じて公平性・透明性を確保しながら、地域にとって、よりよい活用方法が整理されていくことを期待しております。

今後も、鳥飼まちづくりグランドデザインの方向性と整合を図りながら、地域の実情を踏まえた丁寧な検討を進めていただくよう要望し、この質問も終わりにいたします。

続きまして、質問番号5番、淀川河川防災ステーション等整備促進事業です。先ほど、かわまちづくり検討会について御答弁いただき、ありがとうございます。内容を理解いたしました。

河川防災ステーションの整備に当たり、用地取得が必要になると認識しておりますが、その進捗状況について、改めて現状をお聞かせください。

また、協力事業者の移転が必要となる場合の対応については、どのように進めておられるのかについても、ぜひお聞かせください。

次に、質問番号6番、人権啓発推進顧問報酬についてですが、人権問題への理解を深める取組は、私自身、大変重要であり、いい取組だと感じております。

市で取り組まれている人間基礎教育や人材育成、また、市長が掲げるウェルビーイングの実現においても、人と人とのつながりを大切にする視点は重要であります。そのような観点からも意義のある取組だと認識しております。

今後も顧問の専門的知見を生かしながら、市民の人権意識、市役所の皆様の人権意識の向上につながるよう取組を進めていただくことを要望し、この質問も終わりにいたします。

続きまして、質問番号7番、消防についてですが、消防団車両は、地域防災力を支える重要な整備であると認識しております。消防団員の活動を支える基盤となるものでもあると考えております。

近年は消防車両の製造環境の変化により、納期が長期化しているという状況もニュースでお伺いしております。消防団活動に支障が出ることがないように、今後も更新計画や発注時期の工夫などを含めて、計画的かつ安定した車両整備に努めていただくことを要望し、この質問を終わりにいたします。

以上、3回目の質問と要望とさせていただきます。

○安藤薫委員長 寺田参事。

○寺田政策推進課参事 質問番号5番、3回目の河川防災ステーションの用地取得の進捗について、お答えさせていただきます。

用地取得の進捗につきましては、淀川河川事務所に確認したところ、当初の事業計画よりも協議期間が長期化していると伺っております。

事業者の対応につきましては、個別の事案となることから、協議状況についてお答えできませんが、引き続き本市としましても、淀川河川事務所と連携しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 早坂委員。

○早坂京一朗委員 御答弁ありがとうございます。

淀川の河川空間は、防災拠点としての役割だけでなく、地域のにぎわいや交流の場としても可能性を持っていると考えております。また、市民の方からも大変期待を込めた声をよく伺いいたします。

今後、かわまちづくりの計画策定と併せて、防災機能と地域活性化の両面を意識した取組を進めていただくよう、ぜひ早めに進めていただくよう要望し、この質問を終わりにいたします。

私からの質問は以上とさせていただきます。

○安藤薫委員長 長田委員。

○長田知樹委員 私からは、五つ質問させていただきます。

まず、質問番号1番、政策推進課に伺います。

予算概要22ページのBPR推進事業について、こちらは主要事業でもあり、代表質問でも触れられておりましたが、改め

てこの事業について、本市としてどのような効果を見込んでいるのかと、この事業の軸となる目的について、お聞かせください。

次に、質問番号2番、選挙管理委員会にお伺いします。

予算概要36ページの府知事及び府議会議員選挙事業について、選挙は民主主義の根幹であり、その公正性と信頼性を確保することは極めて重要であると考えております。

近年、各地の選挙をめぐることは、投票手続や不正防止の在り方について様々な議論がなされており、市民の関心も高まっていると感じております。

現在、本市の投票所においては、原則として身分証明書の提示を求めない運用であると認識しております。本事業において、例えば運転免許証などを用いた本人確認の導入について、これまでに検討された経緯はあるのでしょうか。また、今後検討していく可能性についてもお聞かせください。

次に、質問番号3番、同じく選挙管理委員会に伺います。

予算概要36ページの府知事及び府議会議員選挙事業に関連して、期日前投票について、お伺いします。

近年、期日前投票を利用する方が増えていると聞いておりますが、本市における期日前投票の利用状況について、直近数回の選挙における推移をお聞かせください。

次に、質問番号4番、人件費事業にはなりますが、消防総務課にお伺いします。

消防体制について、現在本市の消防職員は、条例定数103名とされていますが、この人員体制の中でどのような運用が行われているのか、現状についてお聞かせください。

次に、質問番号5番、人事課に伺います。
補正予算書27ページ、退職手当についてです。

1,904万4,000円の増額となっておりますが、その理由についてお聞かせください。

1回目、私からは以上です。

○安藤薫委員長 答弁を求めます。

古賀副理事。

○古賀市長公室副理事 質問番号1番のBPR推進事業の取組において、一番軸に置いている目的についての御質問にお答えいたします。

令和7年度に、窓口手続の多い転入、転出、それと婚姻、離婚、出生、死亡、これら六つの窓口業務に関わる部署の担当職員によりますワーキンググループを立ち上げております。

現在そのワーキンググループにおきまして、現状の窓口業務におけるフローの課題分析を行っているところでございます。先日、机上ではありますけれども、仮想の家族を設定しまして、実際の転入手続におけるロールプレイを実施しました。

そのときに、それぞれの所管課における申請手続にどれぐらいの時間を要したのかなど、業務フローの課題を抽出したところでございます。

業務フローに無駄がないのか、また市民目線に立って、窓口手続において市民にどれだけ負担がかかっているのか、それを担当課の手続のみならず、他課における関連する手続におきましても、手続や事務処理も理解することで、俯瞰的に課題を抽出することができたのではないかと考えております。

目の前の担当業務だけでなく、他課も含めて、一連の手続はどのような手法であ

れば事務の効率化ですとか、また市民の手続が簡素化できるのかといった業務改善の視点、職員の気づき、これを窓口職員が持つことが一番重要であると考えております。

このような意識を持つことによりまして、業務の無駄を省くことで窓口業務の効率化にもつながると考えます。また、市民目線に立って窓口手続の簡素化を図ることによって、DX推進計画の中でも掲げています書かない・待たない・回らせない窓口が実現し、市民の利便性の向上につながるものと考えております。

○安藤薫委員長 下郡局次長。

○下郡総合行政委員会事務局次長 質問番号2番、投票所におけます現在の身分確認の運用と今後の本人確認の可能性といった御質問であったと思います。

投票所におけます本人確認につきましては、公職選挙法の規定によりまして、選挙人名簿に登録されていることを確認した上で、投票用紙を交付することが基本とされております。

本市におきましても総務省からの通知等を踏まえまして、事前にお送りをいたしております投票入場券をお持ちの場合は、入場券と選挙人名簿の記載内容の照合をいたしております。また、入場券をお持ちでない場合も、氏名、住所、生年月日をお伺いし、名簿に登録されていることを確認いたしております。

なお、公職選挙法におきましては、身分証明書の提示を義務づけるといった規定は設けられてはおりません。本人確認書類をお持ちでない方も一定数おられることや、投票所ですので、多くの方が来場いただくというところで、証明書の提示を義務づけることにより投票所での手続が増え、

混雑が発生するなど、運用面でも課題があるものと考えております。

本市におきましては、現行制度の下で入場券の確認、氏名や住所、生年月日の確認と名簿照合を確実にを行うことで、交付誤り等の防止に努めておるところでございます。

また、選挙事務に従事する職員には説明会で必要な注意点を共有いたしまして、適切な対応が行われるよう、取り組んでおるところでございます。

なお、本人確認の在り方につきましては、現在、国でも議論が行われていると承知をいたしております。本市といたしましても、こうした動向を注視しながら、引き続き法令に基づき適切な運用に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、質問番号3番、直近3回の期日前投票の推移、状況です。

期日前投票が投票者全体にどれだけ占められているかという観点で、お答えをさせていただきます。

直近で申しますと、今年の2月にごございました衆議院議員総選挙におきましては、期日前投票者が投票者に占める割合としまして34.6%でございます。その一つ前、令和7年9月に実行されました市議会議員一般選挙におきましては29.58%、さらにその一つ前、令和7年7月に執行されました参議院議員通常選挙におきましては32.64%となっております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 小西課長。

○小西警防第二課長 質問番号4番の御質問、条例定数103名における消防職員の現状と運用について、お答えいたします。

本市の消防体制につきましては、条例定数103名の下、限られた人員を最大限に

活用し、市民の生命、身体、財産を守るため、求められる消防救急サービスについて最大限努力しているところでございます。

職員の内訳でございますが、実員98名のうち、毎日勤務者が16名、北大阪消防指令センターへの派遣が4名のほか、災害出動する職員といたしまして、警防第一課39名と警防第二課39名、合わせて78名が二部制で勤務をしております。

出動体制につきましては、本署が指揮隊1隊、消防隊1隊、専任救急隊2隊、消防隊と救急隊の兼任隊1隊と鳥飼出張所に救助隊1隊、味生出張所に消防隊1隊、千里丘出張所に消防隊と救急隊の兼任隊1隊の合計8隊の運用となっております。

近年の救急需要の増加により、4隊の救急隊全てが出動している状況が増えております。その状況下で火災が発生すれば、消防隊の初動体制が4隊と縮小された状態での対応となり、被害拡大のおそれや長時間の災害活動となる可能性が高く、隊員の疲労の蓄積や士気の低下などを懸念しているところでございます。

また、消防隊の乗組人員につきましては、総務省消防庁が定める消防力の整備指針におきまして、本来5名もしくは条件付きで最低人員4名のところを3名で運用しており、災害防御力の低下と安全管理面が不十分であり、職員の危険リスクが高まり、大きく負担をかけている状況でございます。

以上でございます。

○安藤薫委員長 松本課長。

○松本人事課長 質問番号5番、人事課に係ります御質問にお答えいたします。

退職手当の増額ですけれども、令和7年度は定年退職者はございません。定年延長せず60歳で退職、または定年前再任用

となる場合、退職手当の支給となりますので、事前にアンケートを取りまして、その結果を基に当初予算を組んでおります。

令和7年度におきましては、自己都合退職のほか、再度のアンケートにより、定年延長を望まないという職員がおられたこと、あと死亡による退職者もございましたことから、退職手当の増額補正をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 長田委員。

○長田知樹委員 御答弁ありがとうございます。

質問番号1番のBPR推進事業について、窓口業務の効率化や市民の利便性向上を目的としていることが確認できました。

人口減少社会の中で、限られた職員体制でも行政サービスを維持していくためには、業務改革の取組は重要であると考えます。今後、取組の成果がしっかりと表れることを期待し、この質問を終わります。

続きまして、質問番号2番、選挙制度は長年の運用の中で築かれてきた信頼がありますが、近年は選挙の公正性や透明性について、市民の関心も高まっている状況にあると感じています。

市民が安心して投票できる環境を整えていくためにも、本人確認の在り方など、不正防止や信頼確保の観点から、様々な手法について研究・検討を進めていただきたいと要望し、この質問を終わります。

続きまして、質問番号3番、ただいまの答弁で期日前投票の利用割合が3割前後であることが分かりました。

現在本市では、摂津市役所、フォルテ摂津、ゆうゆうホール鳥飼西の市内3か所で期日前投票が実施されております。今後、投票環境の利便性向上の観点から、会場の

増設や実施日数の拡大などについて、検討されているのかお聞かせください。

続きまして、質問番号4番、消防隊の乗組人員が現在3名体制で運用されているということですが、これを消防庁の整備指針にある4名乗車体制とする場合、どの程度の増員が必要となるのでしょうか、お聞かせください。

続きまして、質問番号5番について、経験年数の長い職員の退職などがあったということかと理解いたしました。御説明いただき、よく分かりました。

この質問は以上とし、2回目の質問を終わります。

○安藤薫委員長 下郡局次長。

○下郡総合行政委員会事務局次長 質問番号3番、期日前投票所の増設に関する御質問にお答えをいたします。

まず、期日前投票の設置、増設につきましては、幾つかの課題があると考えてございます。

まず、設置場所の選定についてでございます。既存の当日投票所との関係性や、各投票区の有権者数を踏まえた十分な広さや駐車スペース、それからバリアフリー化といった利用のしやすさを兼ね備えた施設が必要となります。しかも選挙期間中、安定的に確保する必要がございます。

また、経費や人員といった問題もございます。二重投票防止のためには、システム整備といったコストも発生しますし、法令に基づき配置が必要となる投票管理者や投票立会人、事務従事者等の確保、それに伴う人件費の増大なども見込まれます。

こうした課題がある一方で、他市では商業施設などで期日前投票所を設置されている事例がございます。

商業施設につきましては、多くの市民の

方が日常的に訪れる場所ということ、高い集客力や利便性という点で、これまでの公共施設にない大きなメリットがあると考えております。

また、幅広い世代における投票機会の拡大という観点から、有効な選択肢であると認識をいたしております。

その上で、商業施設におきましては、先ほど申し上げました課題に加えまして、不特定多数の方が往来されるので、セキュリティの確保、それから当然、賃借料等も発生いたします。それから、投票システムに必要な通信環境の整備といった施設側の方との調整をどのように進めていくかといった検討事項も出てまいります。

これらを踏まえまして、費用対効果の観点も含めて、先行しております自治体の事例なども参考にしながら、商業施設側との意見交換を行うなど、実現の可能性について調査・検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 大藪課長。

○大藪消防総務課長 質問番号4番の2回目の御質問にお答えいたします。

消防隊を4名乗車するには、消防力の整備指針に基づき算出いたしますと、16名の増員が必要でございます。

以上でございます。

○安藤薫委員長 長田委員。

○長田知樹委員 御答弁ありがとうございます。

質問番号3番について、期日前投票の利用が増えていることは、それだけ市民の需要が高まっていることでもあると思いますので、投票しやすい環境を整えることは、投票率の向上にもつながる重要な取組と考えます。

商業施設との協力など、期日前投票の充実に向けて取り組んでいただくことを要望し、この質問を終わります。

続きまして、質問番号4番について、現状は理解いたしました。16名の増員ということでございました。

消防は、市民の生命、身体、財産を守る自治体の最も基本的な行政サービスの一つであります。今後、救急需要の増加なども踏まえ、本市の消防体制が安全かつ持続可能なものとなるよう、人員体制の在り方についてもしっかりと検討していただくことを要望して、私からの質問を終わります。

○安藤薫委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 先ほど来、質問されていたものもありますので、少し簡略化してどうか、変えてしますのでお願いします。

まず1番目、人事管理事業について、予算概要10ページです。採用管理システム使用料59万4,000円について、中身について教えてください。

2番目、人件費事業です。

人件費が、令和8年度は前年度に比べて上がってきているわけでございます。先ほど来から議論されていますけれども、人員としては減っているにもかかわらず上がっているとのことで、これは要因があります。

中期財政計画の中でも、人件費が大きくこれから負担になってくると言われています。

ただ、人事院勧告などで上がってきていますから、否定するものではありません。しっかり上げるところは上げていくことが大事だと思いますし、先ほどあったように、例えば時間外勤務手当とか抑えるものはしっかり抑えていく、こういうバランスが必要だと思います。その上で、令和7年度と比較して、先ほど人事院勧告の話は分

かりましたけど、それ以外はどうであったのか。令和8年度はどのようにしていくのかについて、総括的に教えていただきたいと思います。

3番目、職員育成・行動基本計画の改定についてでございます。

予算概要10ページになると思います。人事管理事業の中で、職員育成・行動基本計画の改定に対しまして、これは代表質問で我が党からもさせていただきました。そのときには人材マネジメントについてのお答えとして、市長から、武田信玄の言葉で、「人は城、人は石垣、人は堀」と答弁いただきました。ならば風林火山で頑張っていたきたいと言おうと思っていました。目指す職員像について、市民のウェルビーイングの向上を実現することができる職員であり、また考える職員、思いやりのある職員の育成という議論・討論をしていただきました。

職員育成・行動基本計画の改定に対しまして、検討するプロジェクトチームの体制であるとか、あと、予定されている検討回数など、概略について、まず教えていただきたいと思います。

それから4番目、シティプロモーション戦略の改定についてでございます。

予算概要で16ページになりますが、シティプロモーション推進事業において、シティプロモーション戦略の改定をすることで、市民の愛着や誇りの醸成及び本市の認知度やイメージの向上を戦略的に進めていくとされています。

もともとのシティプロモーション戦略を策定されたときには、情報発信の専門家として民間の職員を招いて、そしてその方のアドバイスを受けながら、この戦略がつくられていったと私は認識をしています。

そのことを踏まえて、今回の改定に対してどんな体制で臨んでいくのかについて、聞いておきます。

5番目、ふるさと応援寄附金推進事業ですが、これは先ほど来、いろいろ議論がありますので、要望としておきたいと思いません。しっかり取り組んでいただいて、摂津市をPRできるように頑張ってくださいということで、要望としておきます。

6番目、行政経営戦略策定事業について、行政経営戦略特別委員会でも随分議論をしまいいりまして、新しい形での協働をしっかりと取り込んでいくと。また一方で、つながりのまちについての審議会等もされていますし、そちらと並行で、これからの地域との在り方をしっかりと盛り込んだ有効・有意義な行政経営戦略の策定をしっかりとお願いしたい、丁寧につくっていただきたいことをお願いします。

そして、もう一つは、これをしっかり市民に周知・PRをすることも忘れずに、前回のときも、デジタルサイネージなり、またはホームページ等で積極的なパブリックコメントを実施していただきたいと随分申し上げました。前回は市役所1階のロビーで、デジタルサイネージをしていただきました。さらに周知していただいて、市民の皆さんと一体で作り上げていったと言えるような方法で策定していただきたいと要望しておきます。

7番目、鳥飼まちづくりグランドデザイン推進事業です。

これも先ほど来、何度も議論されています。しっかり取り組んでいただきたいということで、一つだけ聞いておきますが、令和7年度でサウンディング調査をされていると思うんですけど、その結果が出ていれば、どうであったのかについて、聞いて

おきたいと思います。

8番目、淀川河川防災ステーション整備促進事業でございます。土地の問題等もなかなか前に進んでいないということでもあります。かわまちづくり計画を詰めていくということでございますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

少し視点を変えて、地域防災計画の中に、「高台まちづくり推進本部の下に設置した都市計画・高台用地調査検討推進チームによる協議・検討を統括」するとあります。

高台まちづくりについて、その推進本部があると。そして調査検討推進チームもあるということございまして、鳥飼まちづくりランドデザインも淀川河川防災ステーションも、しっかりとその中に含まれていると思います。高台まちづくりとの関連性、また、その組織はどうなっているのかについて、聞いておきたいと思います。

それから9番目、企業版ふるさと納税推進事業です。

予算概要22ページになりますが、企業版ふるさと納税推進事業について、専門事業者と連携して、企業版ふるさと納税の受入れ拡大に向けたPR活動を実施されるということでございます。

この企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託料が計上されています。この内容について、お願いしたいと思います。

10番目、平和施策推進事業、予算概要24ページです。

平和のつどい委託料がありますが、この内容について、お願いします。

11番目、男女共同参画推進事業です。予算概要26ページです。

令和8年度で第4次摂津市男女共同参画計画の中間見直しを実施されますが、実施に向けた、まずスケジュールについて聞

いておきます。

最後、12番目、消防水利整備事業について、予算概要104ページになります。

56万4,000円計上されています。そのうち修繕費45万8,000円の中身について、聞いておきます。

以上、1回目です。

○安藤薫委員長 答弁を求めます。

松本課長。

○松本人事課長 人事課に係ります3点の御質問にお答えいたします。

まず、質問番号1番、採用管理システムについてでございます。令和7年度から職員採用に係るシステムを導入しております。職員募集、受験生の申込み、市での受付、受験生のエントリーシートの提出、市による応募者管理、受験者への連絡等一括して行えるものとなっております。

また、本システムにおきまして、インタビュー記事ですとか、あと採用情報の掲載も行えるものとなっております。導入前と比較いたしまして、広告の多チャンネル化や採用前における詳細な情報提供も行えるものとなっております。

導入前と比較いたしまして、応募者は年間で170名程度増えておりまして、効果が出ておると認識しております。

続きまして、質問番号2番、人件費でございます。

令和7年度との比較で申し上げますと、一般職におきまして、共済費も合わせますと総額で2億9,150万6,000円の増額となっております。

令和7年度との比較で、人事院勧告以外ということでしたので、最も大きなものとしたしましては退職手当となっております。

退職手当について、令和8年度は2年に一度の定年退職者がおられる年となりますので、その分で8,912万2,000

円の増額となっております。

あと、制度的なもので申し上げますと、議案第19号にも上程させていただいております。技能労務職の給与の種類及び基準に関する条例の制定の件の上程に伴い、技能労務職の会計年度任用職員における費用弁償が通勤手当となっております、941万4,000円の増となっていたり、こうした制度的な改正の分が含まれております。

質問番号3番でございます。職員育成・行動基本計画についてのプロジェクトチームにつきましては、各部の庶務担当課長で組織いたします職員育成・行動基本計画推進委員会となります。

検討回数は、現時点で何回開催する等々を決めているわけではございませんけれども、まず実施するのは、職員が日頃考えている人事制度の在り方や研修制度への意見を把握すると同時に、職員のデジタルスキルの見える化を把握する職員アンケートとなります。これを年度早々に実施することになろうと思っております。

このアンケート結果を基に議論を行うこととなりますけれども、新しい計画の柱は、一つ目が研修や人事評価といった人材育成、二つ目が適正配置や処遇等の人事管理、三つ目に採用に係る人材確保、四つ目に誰もが働きやすい職場環境整備の四つの項目になろうと考えておりますが、その土台には、現行計画と同様のコンプライアンスを置くことになろうかと考えております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 辻課長。

○辻広報課長 質問番号4番、シティプロモーション戦略の改定における体制についてお答えいたします。

現行のシティプロモーション戦略の策定時におきましては、本市としてシティプロモーションに体系的に取り組む初期段階であったことから、情報発信に関する専門的な知見を取り入れるため、外部の専門家を職員として迎え入れまして、その知見を活用しながら戦略を策定した経過がございます。

その後、本市におきましてもシティプロモーションの取組を進める中で、庁内における経験や知見の蓄積も図られてきたところでございます。

このため、次期戦略の策定に当たりましては、これまでの取組の成果や課題について整理・検証を行いながら、庁内の職員が主体となって検討を進めていくこととしております。

戦略の検討に当たりましては、これまでの情報発信の取組について振り返りを行いながら、市民や団体の皆様の愛着や誇りの醸成、及び本市の認知度やイメージの向上につながる実効性のある内容となるよう、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 寺田参事。

○寺田政策推進課参事 質問番号7番、令和7年度に行った民間事業者へのサウンディング調査の結果はどうであったのかとの質問にお答えさせていただきます。

サウンディング調査について、応募のあった事業者は17社ありまして、1次調査としてアンケート調査を行っております。アンケート調査を踏まえて対面でのヒアリングを9社行っております。

サウンディング調査では、スポーツや物販、子育て、医療などの様々な分野からの提案があり、ヒアリングを行うことで参入

に向けての意欲や参加条件などを確認しております。

続きまして、質問番号8番、高台まちづくりの推進が今どのようなになっているかの質問だったかと思えます。

高台まちづくりにつきましては、水防センターの利活用につきまして、避難行動要支援者が円滑に避難でき、滞在中の生活の質が確保できる避難所の在り方として、令和4年度より大阪大学大学院と検討を進めておりまして、令和5年度は避難所の在り方に関する調査研究書が取りまとめられているところでございます。

令和6年度は本調査報告書を踏まえて、水防センター等の庁内検討チームによる検討を進め、災害時機能について検討を行ってまいりました。

令和7年度におきましては、水防センターの在り方検討会を設置しまして、災害時機能や平常時機能の滞在中の生活であったりだとか、どのような機能があればいいのかを多角的な視点で検討会において検討しているところでございます。

検討会の内容につきましては、水防センター整備基本方針として取りまとめていくように考えております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 古賀副理事。

○古賀市長公室副理事 質問番号9番の企業版ふるさと納税に係る委託料の内容について、お答えいたします。

企業版ふるさと納税を活用する事業のPR活動を専門事業者に委託しまして、事業者が持つ幅広いネットワークですとか、またノウハウを生かしながら、市外に本社を置く企業から寄附を募ることを目的としております。

それと、主な委託事業者の取組内容でござ

いますけれども、市の取組を掲載したパンフレットを作成し、企業版ふるさと納税制度を知らない企業にアプローチし、また、制度ですとか給付をするメリット等を説明して、寄附につなげられているケースがございます。

なお、委託事業者への委託料の算定につきましては、完全成果報酬型としておりまして、企業からいただいた寄附の20%程度を予定しております。

○安藤薫委員長 末永課長。

○末永人権女性政策課長 質問番号10番と11番の御質問にお答えいたします。

まず、平和施策推進事業に関わります平和のつどい委託料についてでございます。

令和7年度は戦後80年の節目の年でもあり、様々な角度から平和を考える機会を設けてまいりました。

アンケート結果によりますと、体験者等の講演に行く機会が欲しいという御希望の声も多数ございました。

中には講演内容を聞かれた方が、子や孫に伝え話していきたいとの御意見もございまして、まさに私たちが目指すところでもあると感じております。

このように、一人でも多くの方に高い意識を持っていただけるよう、当時の状況であったり平和の尊さを次世代に語り継ぐことは、私たちの役割であると認識しております。

令和8年度は、広島市・長崎市の両市で二重被爆体験者のお孫さんによる非核平和の継承活動について、講演を検討しているところでございます。

委託料につきましては、こういった講演会の講師の謝礼を含む企画に係る費用、及び講演会場の運営に係る費用を計上しております。

続きまして、男女共同参画推進事業における第4次摂津市男女共同参画計画の中間見直しのスケジュールでございます。今回の改定では、これまでと少し違いがございまして、大まかには、上半期に市民意識調査を実施して、その結果を踏まえて、下半期に計画の改定に取り組む予定をしております。

市民意識調査に関しましては、この1月に委託先が決定し、調査対象の抽出等、令和8年5月の調査開始に向けて事務的な準備を進めているところでございます。

5月中に調査票を回収しまして集計を始めてまいります。その後、夏以降に5年間の計画を振り返るとともに、この調査結果を踏まえて、年4回程度の男女共同参画審議会を通して改定案をまとめてまいりたいと考えております。

秋以降に改定版の素案を固めて、年内にはパブリックコメント、そして、最終的には女性政策推進本部会議などを通して、令和9年3月には改定版を確定する予定で進めてまいります。

以上でございます。

○安藤薫委員長 小西課長。

○小西警防第二課長 質問番号12番、消防水利事業56万4,000円のうち、修繕料45万8,000円について、お答えいたします。

内容につきましては、消火栓枠表示塗装のためのもので、令和8年度は65か所を計上しております。消火栓の位置をその周辺が駐車禁止区域であることを示すために、周囲を黄色で塗装してございまして、塗装から年数がたつて薄くなってきたものを対象に、再塗装するためのものでございます。

塗装が薄くなっている消火栓につつま

しては、定期的に職員が実施しております消火栓の点検の際に、再塗装が必要なものについて確認しております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 どうもありがとうございます。

2回目になりますけれども、まず1番目、要するに採用の関係でございます。令和6年度は、電車の中吊り広告を実施して非常に効果があったということがありまして、一つは採用の拡大にもつながるし、シティプロモーションにもなるということで私は認識をしています。令和8年度については、何か戦略的にそういうことを考えられているかどうかについて、お答えください。

2番目、人件費の問題についてでございます。

退職があったということで、非常にウエートが大きかったとか、技能労務職の条例改正の分なども含まれているということでございます。

例えば、地域手当が少し上がりました。また来年度も上がりますけど、そういうことも様々ある。

でも、一番大きなのは、人事院勧告によって皆さんの給与が上がったということはあると思います。最初に言いましたが、これは別に否定するものではありません。上がればその分、モチベーションも上がるわけでございます。

例えば、管理職になる手前の人と管理職になった人との話を聞いたことがあるんですけど、時間外勤務手当がつかなくなることによって、逆に給与が下がったということも聞いたことがあります。

関連性があるかどうか分かりませんが、特定事業主行動計画の中で、女性の管理職

が少ないことについて、いろいろアンケートを取った中には、その業務量と、それに対する給与が見合わないということが一つの理由に挙がっていました。それに引っかけたことがあります、女性に限らず男性からもそういうことを聞いたことがあります。

そういう課題もあるのではないかと思います。そういうわけですが、何とか解決する一つの方法としては、管理職手当を少し上げたらどうなんだと以前にも提案しています。そういう考え方についてどうなのかを聞いておきたいと思います。

令和9年度以降も、この人件費の問題は財政上、のしかかってくるだろうと思いますが、人事課の考える見通しについても聞いておきます。

3番目の職員育成・行動基本計画について、よく分かりました。各部の代表メンバーでまず組織されて、目指す職員像についての意見をまとめていくとのことでございます。

松本課長は、前回、文化スポーツ課の課長として参画されておりますので、非常に適任と言え、適任の位置にあると思います。期待しておりますので、いい計画にしっかりまとめていただきますようお願いし、要望としておきます。

次に、シティプロモーションです。

前回のときは専門家を招いて、何も無いところからつくっていただいて、今回はしっかり職員で頑張っていきますとのことでございます。

現計画の中で、キャッチフレーズはすごく大事やと常々思っているんです、「ちっちゃな摂津の、でっかな野望」というのがキャッチフレーズです。

例えば「ちっちゃな摂津の、でっかな健

康野望」とか、それから何とか野望という説明を当時されました。最初の頃は結構意識されていたと思いますが、本当にキャッチフレーズを大事にしてきたのかと疑問に思ったり、認知度はどうだったのかと思ったりしています。これについて、担当課の評価を聞いておきたいと思います。

現計画は令和7年度までなので、一定評価をして、達成目標は4項目ありましたので、この4項目の総括も踏まえて、キャッチフレーズがどうだったのかについて、お願いします。

それから、鳥飼まちづくりグランドデザインについて、様々に意欲的な意見がありましたということでございます。これからしっかりと事業者選定の枠組みもつくっていただけるということでございますから、これは期待し、要望としておきます。頑張ってください。丁寧にやっていただきたいと思います。

次に、8番目の高台まちづくりについてでございます。実はさっき気がついて、資料を取りにいった質問させていただきましたが、答えていただきまして、ありがとうございます。

分かりました。これもしっかりやっていただけるということで、要望としておきます。今後ともよろしく申し上げます。

それから、企業版ふるさと納税についてでございます。ホームページに書いてあるのを見ましたら、令和4年度で摂津市は登録をしています。国が指定するということでございまして、地方創生プロジェクトとして規定しています。

その中を見ますと、分野別の寄附募集事業者名は、摂津市のランドセルと大正時代の芝居小屋と記載されているんです。これは代表的なものを書いているのであって、

それに限らないと。もっといろんなことがあって、その使い道も含めてできるとのことです。ごさいます、今どういうふうにされようとしているのか。ただ単に登録を待っている状態であったと。今回はもっと積極的にPRしていく冊子も作ると言われていましたが、こういうサイトの中ではどういものをPRしていこうとされているのかを併せて教えていただきたいと思います。

企業版ふるさと納税について、市内の企業から寄附をもらうのは駄目だそうでごさいます、市外の企業からもらうと。企業にとってはどんなメリットがあるのかも、私は非常に気になるんですけど、そういうことも併せて教えていただきたいと思います。

次に、10番目、平和施策推進事業でごさいます、平和のつどいのときに、いつも核兵器禁止条約の早期締結を求める署名活動が展開されています。これも数年にわたってされていると思いますので、このことについての取組について、説明いただきたいと思います。

次に、11番目の男女共同参画推進事業でごさいます。第4期の現計画を令和6年度決算審査で、議論させていただいたんですけども、その中では市内の女性管理職の割合が伸びないということが課題になっていました。

これは、特定事業者行動計画でも同じように問題視をされていて、それを基に市内の女性政策推進研究会で検討されたということでごさいました。その中で、理由として考えられるのは、自身に係長級職員に必要な能力が備わっていないと思うから、もう一つは、仕事と家庭の両立が困難になると思うから、三つ目が、職務や職責が給

与に見合っていないと思うから、こういう例が挙がっています。

その協議から半年ぐらいになります、どのようになっているのか。これは大きな課題であると思うんです。第4期の中間年においても、なかなか改善するのは難しい課題でありますので、聞いておきたいと思います。

12番目、消防水利整備事業でごさいます、ありがとうございます。分かりました。黄色く囲っている消火栓枠、これを復元していくんだということでごさいます。

それからもう一つは、その近くに赤いマークで、赤い丸っこいやつで消火栓の位置を示しているものも時々破損していることがあります。これもよく見といていただいて、セットで修繕をぜひお願いしたいと思っています。

阪神・淡路大震災以降に、コンクリートで造った防火水槽に地震でひびが入って水が抜けてしまって使えなかったということがあって、それは本市でも問題視をされました。コンクリートで造ったやつなど、幾つかあります。

その耐震化を進めていこうという計画がありました。ところが、前回の財政難のときに、第2次行財政アクションプランでは、財政的に厳しいから置いとこうという話になったんです。

今も多分、耐震になっていない防火水槽はあると思うんですけど、その計画をこれからどうしていくのか。耐震の計画というのは、まだ生きているのか、それとも、もう死んだのか。

もしくは、あれから比べると違う水利がいろいろ整備されてきています。そのところはもう整備しないのか。それが気になって引っかかっている、このことにつ

いて担当課としてどういう考え方を持っておられるのか、聞いておきたいと思いません。

2回目は以上です。

○安藤薫委員長 松本課長。

○松本人事課長 人事課に係ります御質問にお答えいたします。

まず、質問番号1番ですけれども、令和8年度の電車広告は実施いたしません、1回目の答弁で申し上げました採用管理システムの導入により、受験者数全体は増えております。ただ、技術職におきましては、なかなか受験生の確保ができていない状況でございます。

そこで、採用直結型インターンシップといたものを行っていきます。これは、専門性のある職におきまして、5日以上の間で実施して、その期間の半分以上を実際の就業体験でやるということを満たすことを条件として実施しまして、そこで専門性を有すると判断された場合、インターンシップ生を対象とした職員採用候補者試験の案内をすることができるという仕組みとなっております。

この採用直結型インターンシップは、本市では今年度から開始をしておりますが、他市においては、ほぼ始めていない新たな取組でもありまして、大阪府からも注目を浴びております。こうした仕組みも、採用管理システムを使って周知ができる環境でございます。

この採用直結型インターンシップは、担当課にも負担をお願いすることとなりますが、協力しながら人材の確保に努めてまいります。

質問番号2番、管理職手当でございます。現在の管理職手当の額になったのは平成20年からです。北摂各市との比較でいき

ますと、部長級、次長級、課長級、1万3,000円ほど下回っている状況ではありまして、大阪府全体と比較すると、その差は5,000円程度となっております。

ただ、差があるのですぐに埋めましょうというのは、なかなか難しいと思っております。人件費全体を鑑みながら、どうしていくかということになるかと思っております。

令和9年度以降の人件費の見込みという御質問であったかと思えます。

まず、地域手当につきましては、令和9年度は人事院勧告で、現行であれば12%と示される見込みでございます。給料表の改定や賞与の支給率改定も増額される可能性が大きいのではないかと考えております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 辻課長。

○辻広報課長 質問番号4番、シティプロモーション推進事業について、お答えいたします。

現行のシティプロモーション戦略の4項目の目標とキャッチフレーズについて、御質問をいただきました。

まず、現戦略の4項目の目標についてでございますが、市ホームページへのアクセス数につきましては月平均40万800という目標値に対しまして、令和6年度に40万7,297となっております。

また、SNS利用者数の増加につきましては、5,000という目標値に対しまして、令和6年度に3万4,012となっており、いずれも達成をしております。

市外住民のブランド要素の認知度や来訪者数の増加につきましては、次期シティプロモーション戦略策定時のアンケート調査等において確認をまいります。

次に、キャッチフレーズ「ちっちゃな摂津の、でっかな野望」の認知度についてでございます。

本キャッチフレーズは、本市のコンパクトなまちの特徴と、将来に向けた発展への思いを分かりやすく表現し、市内外に本市の魅力を発信することを目的として活用してきたものでございます。

これまでイベントなどの機会を通じまして、発信を行ってまいりましたが、市民の皆様への認知度という点におきましては、まだまだ周知が要ると受け止めております。

一方で、こうしたキャッチフレーズは、短期間で成果が明確に表れる性質のものというよりも、本市のイメージを継続的に発信していく中で一定の役割を果たすものであり、これまで市のPRの場面において、統一したメッセージとして活用してきたところでございます。

本キャッチフレーズにつきましては、令和8年度をもって一定の区切りを迎えるものでございますが、これまでの取組を通じて得られた知見も踏まえながら、今後、より効果的な形で本市の魅力や特徴を発信していくことが重要であると考えております。

引き続き、市民の皆様には、本市の魅力や将来像を分かりやすくお伝えできるよう、シティプロモーションの充実に努めてまいります。

以上でございます。

○安藤薫委員長 古賀副理事。

○古賀市長公室副理事 質問番号9番の企業版ふるさと納税のポータルサイトの中で、どのようなPRをしていくのかと、また企業にとってどんなメリットがあるのかの問いにお答えいたします。

内閣府のポータルサイトの中で、特に摂津市として、他市との差別化を図ることが必要と考えております。令和6年度につきましては、新入学児童に対してランドセルのリニューアル、それと、旧一津屋公会堂の耐久性等の調査、これら二つの事業を掲載したところ、令和6年度、このホームページを見られた事業者から、新入学1年生向けの配付するスクールバックのリニューアルを行う事業に対しまして賛同いただきまして、寄附をいただいた実績もでございます。

それと、令和7年度につきましては、第2児童センター遊具の整備であったり、また鳥飼東小学校跡地活用の検討、それと校内教育支援ルームの環境整備をポータルサイトに掲載いたしております。

令和8年度につきましては、まだ検討段階でありますけれども、来年度の主要事業でございます中学校給食ですとか、また带状疱疹ワクチンであったり、他市と差別化を図れるような事業を掲載していきたいと考えております。

それと、企業にとってどのようなメリットがあるのかという御質問でございます。企業にとりましては、寄附金の9割が税金の控除を受けられるという節税効果がございます。それに併せまして、地域貢献ですとか、CSR活動の一環といたしまして、地方創生に資する事業、これらに対して寄附をすることで、企業のイメージアップですとか、また企業の認知度向上につながるなどのメリットがあるものと考えております。

○安藤薫委員長 末永課長。

○末永人権女性政策課長 質問番号10番と11番の2回目の御質問にお答えいたします。

まず、核兵器禁止条約の早期締結を求める署名活動の展開についてでございます。

こちらは、平成24年に開催されました第1回平和首長会議において、核兵器禁止条約の交渉開始を求める取組の推進について活動が始まっております。これに合わせて、本市におきましても平成24年より署名活動を実施しているところです。

特に平和月間を中心に、各公共施設への配架を行うほか、世界人権宣言摂津連絡会議の加盟団体や平和イベント参加者に協力を求めまして、署名を回収しているところです。そして集まった署名につきましては平和首長会議へお送りさせていただいております。

特に、オンラインによる署名の促進も2年ほど前から力を入れておりまして、市独自の入力フォームを作成し、皆様が署名しやすい環境を整えておりますが、なかなかこちらが周知できていない部分がございます。今後は、オンライン署名も含めて一筆でも多くの署名をいただけるように努めてまいりたいと考えております。

続きまして、質問番号11番、女性政策推進研究会の活動についてです。こちらは2か年にわたり11名の研究員により、女性職員の昇任意欲が高まる働きやすい組織改革というテーマで研究を続けてまいりました。

先ほど委員も触れておられた令和5年に実施した働き方に関する職員意識調査の結果を踏まえまして、女性管理職を増やす必要性や自立的なキャリア形成支援、ジェンダーギャップの解消、働きやすい職場環境の整備といった三つの軸を基に、研究員が考える具体的アクションの提案がなされたところです。

今後、この提案を具体化するために、男

女共同参画推進本部会議の幹事会等の御意見をいただきながら、この提案を基に事務局で取組を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 角田課長。

○角田警備企画課長 質問番号12番の2回目の御質問にお答えいたします。

御質問にございました耐震性防火水槽の整備計画につきましては、委員からもありましたけれども、平成7年の阪神・淡路大震災の教訓から策定をいたしまして、地震防災対策特別措置法による補助事業を受けて設置を進めておりました。

平成12年度までに10基設置するなど計画を進めておりましたが、当時、ノックス規制によります複数の消防車両の更新が重なったことで、財政状況等々を考慮いたしまして、車両更新を優先して整備計画を保留した経緯がございます。

その後、計画の見直しを検討いたしましたが、公共施設、民間施設の開発時に設置しております耐震性防火水槽の配置状況、学校のプール、池、河川等々を含む消防水利によって、市内全域をほぼ包含するまでの設置数となっておりましたので、引き続き開発行為での設置指導、大規模な公共インフラ整備の際に、関係機関と設置について協議することとしているのが現状でございます。

以上でございます。

○安藤薫委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 ありがとうございます。

それでは、要望していきたくと思いますが、まず、1番目の人事管理事業です。

採用について、採用直結型インターンシップ制度を導入しているということで、今、紹介がありました。こういうアイデアをし

っかりとこれからも提案していただいて導入いただきたいと思っております。

4番目、シティプロモーションについて、摂津市のPRも兼ねたようなことは、今後とも考えていただきたいと思いますが、60周年として違う形でPRするかも分かりません。また違う形で電車の広告とかに出すのかも分かりませんが、全体的にシティプロモーションの面からも、しっかりPRをお願いします。これは要望です。

次に、人件費関連でございませう。これからも上昇していきだらうと思っておりますし、その分、職員の皆さんもモチベーションを上げてもらってしっかり仕事をしてもらい、できればさっき言いました管理職手当の引上げについては、一回検討をしていただきたい。

これも大事なモチベーションの一つだと思ひますし、先ほどあつたように、課長級に昇給したときに時間外勤務手当がなくなる。

だから、課長になると給与が減ると聞いていますので、そういうこともよく考慮して、検討していただきたいと思ひます。要望でございませう。

それから、シティプロモーションについて、しっかりまた総括していただいて、こだわりを持ってやるのは、すごく大事なことうやと思ひます。

そういう意味で、次はどんなのになるか分からへんけども、また決めたことについて、こだわりを持って推進していつていただくようにお願いしておきます。これも要望です。

次に、企業版ふるさと納税です。

いろいろ教えていただきまして、ありがとうございます。令和6年度からやっつていただいて、もう実績としてはあるという話

でございませう。

しっかりこれもPRしていただいて、お願いします。要望としておきます。

それから、10番目、平和施策、署名運動でございませう。

御存じのように、今、アメリカとロシアの間で戦略兵器を制限する条約が残つていましたけど、2月5日で新戦略兵器削減条約が失効しました。その後フランスも核兵器は増強するという方針を出していつたりとか、世界が核兵器の廃止からどんどん遠ざかっているという今日でございませう。

摂津市は御存じのように、憲法を守り人間を尊重する平和都市宣言をしております。そういう意味から、先日、実は本会議でも「アメリカ・イスラエルによるイラン攻撃に抗議し即時中止を求める決議書」を全会一致で議会として可決したわけがございませうけれども、それも一環だと思ひます。

そういう意味では、核兵器禁止条約、日本がまずこれに参加して、そして批准していつのが大事な取組だと思ひます。

なかなかこれは難しいと思ひますが、批准を促していつのが、本市の平和都市宣言だと思ひます。

そういう意味では、担当部長であります市長公室長から、意気込み、思ひを最後に語つていただきたいと思ひます。

11番目の男女共同参画推進事業については、課題をしっかりと明確にされていると思ひますし、しっかりとこれも達成に向かつていつけるように、粘り強く取組んでいただきますことをお願いしたいと思ひます。要望としておきます。

最後に、消防の耐震性防火水槽です。

最初に言ひましたけども、当時と比べる

と随分、周辺の整備が変わってきているということもあります。慌ててする必要もないですけども、危険な場合はしっかり、そこは閉鎖するなり埋めるなりしていただくことで、危険がないようにだけは気をつけていただき、財政のこともありますから、より合理的に、効果的に、計画をしていただきたいことをお願いして終わります。

○安藤薫委員長 平井公室長。

○平井市長公室長 平和の関係の御質問に、述べさせていただきます。

先般の代表質問でも、市長から御答弁がありましたように、我が国におきましては、戦後80年にわたり戦争の放棄と戦力不保持を定めた平和主義を貫いてきた状況でございます。

その中で、年数がたつことによって、記憶が薄れていく状況にあるのかと思います。

我が国ではいろんな取組をやってきているんですけど、先ほど藤浦委員がおっしゃられたように、世界各国では様々な戦火が絶えず起きているとの認識は十分持っているところでございます。

また、昨年、ノーベル平和賞を日本原水爆被害者団体協議会が受賞されたことは本当に我が国にとって名誉といたしますか、非常に世界で評価されたということでございます。そういった取組を我々市としましても、基礎自治体としてしっかりと踏まえて取り組んでいきたいと考えております。

例年7月から8月にかけて、平和月間を設けておまして、その中でいろんな取組をしております。どこまでできるか分かりませんが、さらなる充実といたしますか、周知啓発に一層取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

す。

○安藤薫委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 よろしくお願ひします。

以上で終わります。

○安藤薫委員長 塚本副委員長。

○塚本崇委員 他の委員と若干かぶっているところがありますので、かぶっている部署に関しては違う質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、1番目、労働安全衛生事業です。予算概要10ページです。

36万2,000円ですけども、事業体の規模の割にはこの金額は非常に少ないと受け取っています。令和8年度の予定について教えてください。

同じく10ページ目、採用管理システムですけども、先ほど170名増というところで御答弁があったかと思ひます。

それだけ増えてくると、昨今でいくと、オンラインですから、AIを使ってエントリーシートを書いてくるような方もおられるのではないかと思ひています。そういった方への対策について、お考えをお聞かせください。

16ページ、ホームページ事業です。

先ほどアクセス数が約40万という御答弁がありましたので、そこについては一定理解をさせていただきました。

しかしながら、これだけ予算がない中で階層表示を工夫していただいたりとか、画面のレイアウトを変更していただいたりとか様々な努力をされているのだと感じています。

ですので、令和8年度はどのような目標を持って取り組むのか、40万を超えるのであれば、どこまで持っていきたいのかについてお伺ひしたいと思ひています。

4番目、先ほど来ずっとありますが、2

2 ページで、鳥飼東小学校跡地活用検討委託料です。

質問についても様々出たかと思えます。じゃあどこまでやるんだという話です。令和8年度は公募に至るまでの過程として、発注仕様書に落とししていくところまでやるのかやらないのか、締切りを明らかにして取り組んでいただきたいと思えます。その点についてお答えください。

5 番目です。河川防災ステーションです。

令和8年度の取組については、もう分かりましたので、令和7年度予算として上がっていた連絡橋2,000万円ほどの実施設計がもう座礁してしまっているんじゃないかと思うんですけど、これについて今どういうふうに捉えられているのか、お考えを述べてください。お願いします。

6 番目、平和施策です。

先ほど取組についてお話があったかと思えます。この平和施策ですけれども、先ほどオンライン署名についても周知の方法が、いま一つだという御答弁がありましたので、何をもって周知していくのかについて、御答弁をお願いします。

7 番目、男女共同参画推進です。

スケジュール感については先ほど御答弁いただきました。市民意識調査の中身について、前回の市民意識調査では、男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしくという回答が多かったというのと、非常に旧時代的な考え方の設問があって、それに対する回答が多かったような記憶があります。

ですので、設問の在り方について、どうお考えなのか、お答えください。

8 番目、女性問題相談事業です。

これは毎年聞かせていただいています。男性の相談対応についてどのようにお考

えですかということをお聞かせください。

9 番目、救急救命課です。

救急救命士研修負担金181万円とありますけれども、現在、特定行為が可能な人数についてと、その育成の考え方についてお答えください。

以上です。

○安藤薫委員長 松本課長。

○松本人事課長 人事課に係ります2点の御質問にお答えいたします。

まず、質問番号1番、労働安全衛生に係る取組内容でございますが、労働安全衛生委員会は、本庁、教育委員会、上下水、消防、環境と5か所ありますけれども、人事課に係る本庁事業場で申し上げますと、まずは毎月、本庁事業場における衛生委員会を開催しまして、その間にありました公務災害や交通事故の状況を報告することとなります。

また、本庁事業場の委員でもあります産業医に対しては、職員の病気休暇、休職の状況や長時間労働の状況を報告し、産業医による面談へとつなげております。

ほかに、定期的に職場巡視を行い、問題点があれば、その所属長に対して改善するよう求めることとなります。

あと、先ほど申しあげました5か所の事業場が集まって、中央安全衛生委員会を3か月に一度、開催予定でございます。ここでは、各事業場で共有・議論された公務災害や交通事故の状況を報告し、何か改善策などを協議していくこととなります。

過去の例で申し上げますと、熱中症対策ですとか歩きスマホ対策、あと高さ制限のある道路の交通事故対策など、対応が取られてまいりました。

令和8年度の安全衛生計画には、安全衛生活動と、健康診断、教育を組み込むこと

となります。

各事業場もこの中央安全衛生委員会も、労使がそれぞれ同じ人数となる人数構成としておりますけれども、引き続き議論を重ねて、課題への対策を取れるよう努めてまいります。

質問番号2番、A I 対策だったと思いません。

A I は、特に英語などのデータを大量に学習して日本語に変換しますので、人間が書いた文章よりも片仮名が多くなる傾向があるのは承知しております。

また、C h a t G P T を見抜くソフトもありますけれども、これも最終的には人間が判断をすることになります。

摂津市では、これまでも人物重視の採用試験といたしまして、最終試験までの間に、ウェブ面接、個人面接を2回、最終面接と4回の面接を導入しております。その中でエントリーシートに書いてある内容の深掘りでありましたり、理由であったり、質問することも多々ございます。

つまりは、そこで受験生自身が自分で書いた内容をしっかりと理解しているか、自分の思いがあるのか、どういったことを調べて記載しているかなど、様々なポイントも確認していきまして、勉強しているかどうか、一定把握できるように努めております。

したがって、アプリとかソフトでの対応というよりは、面接で実際に受験生自身と接して人物を見ることで対応しております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 辻課長。

○辻広報課長 質問番号3番、ホームページ事業について、お答えいたします。

令和7年度にホームページのトップページ上部におきまして、スライドショーの

導入や「キーワードで探す」エリアの移動を行うなどのリニューアルを実施しております。令和8年度におきましては、ホームページの構造を大きく変更する予定はございませんが、各ページの閲覧数を分析しまして、各課の不要なページの廃止や統合などを進めることで、市民の皆様が調べたい情報にたどり着きやすくなるよう、整理をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 寺田参事。

○寺田政策推進課参事 質問番号4番、鳥飼東小学校跡地活用の募集、事業者選定についての御質問にお答えさせていただきます。

鳥飼東小学校跡地活用につきましては、民間事業者からの提案を幅広く募る公募型の手法を検討しております。

公募資料につきましては、応募者の提案が単に施設利用のアイデアにとどまらず、地域ニーズや市の方針に沿った具体的な計画となるよう、跡地活用基本方針の考え方を公募要領に反映させていきます。

公募資料の作成に当たりましては、関係部署と連携し、法令上の制約や周辺地域への影響等を十分考慮した上で整理し、創意工夫のある提案を行いやすい構成にしていきたいと考えております。

続きまして、質問番号5番、河川防災ステーションの連絡橋についての御質問にお答えします。

河川防災ステーションの連絡橋につきましては、令和7年度、橋の設計業務を行っております。その理由といたしましては、令和8年度から国で、河川防災ステーションの土台となる盛土の設計を進められるので、それに橋の設計を反映させる必要があることから、令和7年度に橋の設計業務

を発注しており、国と設計の進捗を合わせながら、検討を進めているところです。

以上でございます。

○安藤薫委員長 末永課長。

○末永人権女性政策課長 人権女性政策課に関わります質問番号6番から8番の御質問にお答えいたします。

まず、核兵器禁止条約の早期締結を求める署名、このオンラインフォームの周知についてです。こちらは、署名用紙に既にQRコードを掲載しているんですけども、皆さん書くほうが主となっていて、なかなかQRコードを見ていただくことができていないのかと感じております。

ですので、窓口に配架することが多いかと思うんですけども、そういったときには、オンラインフォームも利用できますということで、ポップを活用するなどの工夫をしてまいりたいと思っております。

次に、市民意識調査に関してです。男女共同参画審議会でも議論がございましたが、調査内容につきまして、男の子は男らしく、女の子は女らしく、そういった質問がどうかとの議論がございました。

ただ、経年変化を見ることで意識の変化を捉えるために、これまでの取組の効果を計る目的も一つございまして、こういった質問内容を継続した形で取り入れていることと、あと、国の計画であったり府の計画でも同じような調査がされておりました、そちらとの比較をする目的もございませう。

そして、最後の女性問題相談事業についてですけども、男性は男らしさの固定概念などにより、精神面で孤立しやすい傾向にあると言われております。

男性専用の相談窓口としまして、特別に設置している自治体はあまり多くないよ

うですけども、本市におきましては、生き方や働き方、人間関係などの様々な悩みを持つ男性のための電話相談として、毎月第4水曜日の午後1時から午後4時まで、男性電話相談として、男性相談員が対応しております。

そのほか、人権なんでも相談におきましては、性別に関係なくどなたでも御相談できる体制を整えております。

相談者が思いを吐き出すことによって少しでも気持ちが楽になるように、相談者の気持ちに寄り添い、傾聴することを心がけて対応しておるところです。

これらの相談におきまして、当課で対応が困難な場合や、御本人が本市以外での相談を希望される場合には、大阪府の男性のための電話相談や、おおさか男性の性被害相談などを御案内するなど、相談できる窓口が複数あることを周知して、安心して相談できる機会を提供してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 小田原課長。

○小田原救急救命課長 質問番号9番の救急救命士の特定行為及び人材育成についての御質問にお答えします。

救急救命士ができる特定行為につきましては、血管の静脈路確保及び薬剤投与、血糖測定、気管挿管がございませう。そのうち気管挿管以外の特定行為は、運用救急救命士となれば救急現場において実施可能で、令和8年3月現在の運用救急救命士数は28名となっております。

気管挿管については、医療機関での実習におきまして、医師の指導の下、30症例の実技を行った後、大阪府から認定を受け、救急現場での気管挿管が実施可能となります。

現在の救急救命士28名のうち22名が気管挿管認定を受けております。

次に、特定行為を実施できるライセンスを維持するためには、定期的な病院実習、各医療機関での勉強会、学術研修会や救急隊員部会などへの参加等で単位取得しなければ、そのライセンスを維持できない制度となっておりますので、常に最新の知識・技術の習得、及び維持・向上が図れております。

また、人材育成の観点から、他部門へのジョブローテーションも重要でありますとともに、救急隊員の高齢化による定期的な配置転換等も、今後の救急救命士不足への重要課題となっております。

それらの課題を解決するため、令和7年度より救急救命士養成課程の研修者を1名から2名に増員しております、今後の課題への対応と考えております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 塚本副委員長。

○塚本崇委員 御答弁ありがとうございます。

1番目、労働安全衛生事業についてです。

これについては、2回目、要望とさせていただきます。

職員数が会計年度任用職員を併せて1,000名を超える大所帯で、区分で言えば立派な大企業なわけです。

そのような規模のところ、労働安全衛生について、あまりにも意識が低いんじゃないかと指摘させていただきたいと思っています。

大きな企業、特に工場を持つような企業は、毎週金曜日の午後1時から15分、労働安全衛生の講習とかヒヤリハットに必ず時間を割いています。それだけ重大案件を防ぐための努力をしています。

ですので、もっと気を遣って時間を割いてほしい。特に毎年指摘させていただいている長期の病気休暇につながっていると思いますので、しっかりとやっていただきたい。これは要望とさせていただきます。

2番目、これも要望になりますけども、採用管理システムです。AI対策について報道ベースですけども、今、ウェブ面接もAIでやる仕組みが若干出てきつつあるらしいです。

ですので、人間本位で見てほしいですし、なぜ摂津市というところと、仕事に対する使命感とか思いもしっかり聞いていただいた上で、人材を選定していただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

3番目、ホームページ事業です。

ホームページのアクセスは着実に伸びているという気がしています。ただSNSがすごく弱いです。SNS発信においてビュー数であったりとかアクセス数をどうやって伸ばしていくんだと。いわゆるSEO対策をどのように考えておられるのか、2回目にお聞きします。

4番目、鳥飼東小学校跡地活用検討委託料についてです。

公募に対して落とし込んでいくところまでは分かりました。民間活用と言っている以上、仕組みとしては恐らくPPPだろうと思います。ただPPPの中でも、それはPFIなのかどうなのかに関しては、いまだ分かりませんし、特に摂津市においてPFIをやるとなったら、初めてのことになりますから、そこはすごく慎重にならざるを得ないと思うんです。

なので、そこについては慎重かつ大胆にやっていただく必要があるんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願ひし

ます。これは要望とさせていただきます。

河川防災ステーションです。

令和8年度に国が土台づくりの設計を始めるとのことで、必要だという御答弁でした。

河川防災ステーションについては、代表質問でもありましたけども、上部施設がどうなのかが議論になってくると思います。

かわまちづくり計画もありますけども、総務建設常任委員会として行政視察に行った愛知県清須市では、平家建てで、一部はバーベキュー場として使われており、平時と応急時・災害時との切り分けがしっかりできている施設だったと思っています。

デジタル庁における防災DXを見ると、平時、切迫時、応急時、復旧・復興時と、この四つに分かれているわけです。

基本的に河川防災ステーションで必要になるのは、平時と復旧・復興時、応急時になってくると思っています。切迫時でそこに避難者が来るということは、あまり考えづらい。摂津市は広域避難を推奨していますから、特に応急時、復旧・復興時について河川防災ステーションは考えられるべきであろうと思います。

ですので、平時について、そこまで上部施設に立派なものには要らないと思っ
まして、自由度の高いものが必要になると
思います、清須市では、一つ大きな部屋が
あって、そこを自由に使ってくださいと言
ったら、皆さん、間仕切りして自由に使う
わけです。また、バーベキューができたり
といったほうがいいんじゃないかと思っ
ています。

これは要望にしておきますけども、計画時に盛り込んでいただきたい。2階建てありきでやるのはなしというか、私はフラットにしておきたいと思っています。要

望にしておきます。

6番目、平和政策についてです。

かつて最大で800筆を超えた。当時はロシアのウクライナ侵攻時だったと思います。800筆を超える署名をいただいたと思いますけども、今、昨今の状況を見る限り、昨日などもそうでしたけども、ヤフーのトップページで「3.11」を検索すると10円寄附されますとありました。

じゃあ終戦記念日に合わせて、摂津市のトップページでオンライン署名に直結するようなバナーをつくっておくとか、仕掛けだと思うんです。しっかりやっていただいて、800筆を超えるような成果を出していただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

男女共同参画推進についてです。

一定の経過を見る上で、見なきゃいけない、聞かなきゃいけないこともあるんだということです。私は第3期のときの市民意識調査を見て、結構なショックを受けたわけですけども、まだそんなにいるんだという感じです。

LGBTが叫ばれてからまだ15年ぐらいただと思うんです。今でこそLGBTという言葉がなじんでいますけども、最初は全く理解されていなかった側面があると思います。

そういった流れをしっかりと捉えていただいて、分析に生かしていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

女性問題相談事業です。

男性の相談対応についてですが、これは代表質問でも言わせていただいたかと思うんですけども、自ら命を絶たれる方の7割が男性です。ですので、男性に一定、その需要があるだろうと思ひながら、相談機会はこの月1回しかないわけです、13時

から16時までです。

これも人権問題とかもあつたりするわけですけども、事例でいいますと、鳥取県でネット中傷に削除命令ができる条例である、鳥取県人権尊重の社会づくり条例というものができました。これは、従わない場合は5万円以下の過料が科されます。氏名公表までいくという、結構踏み込んだ内容になっています。

何があるかというのと、我々も公人として氏名が出ているわけですけども、誹謗中傷にさらされることは間々あるわけです。

こういったことに対しては、条例を守るべき立場のものは守るというもので、しっかり対処しなきゃいけないと思っています。これは大阪府などへ意見書を出すかもしれませんので、うぞよろしくお願ひします。

最後、救急の考え方についてです。

厚生労働省の資料ですけども、「新たな地域医療構想の現時点の検討状況について」という長ったらしい名前で、100ページあるとんでもない資料があります。それによると、2040年には救急搬送の件数が現在の1.2倍になるだろうという推計があり、その約半数が75歳以上の後期高齢者であるとのこと。

今、摂津市内に救急車が4隊あつて、4台稼働している。1.2倍になったときは4台で追いつくのかというのと、多分無理です。

なので、そういったところで考えると、別府・鳥飼地域については、救急車が常時ないわけですから、最低でも1隊を配備すべきだろうと思っています。

4年前に一般質問をさせていただいた際、安威川以北と安威川以南で救急隊の到着に差があるということをお答ひいただい

ています。

どうしても公平性の観点から見ても、1隊どこかのタイミングで置かないと、救急があふれることは目に見えているわけですから、そこを救急需要が増えていく中で、どうやって補っていくのかの考え方を、最後、消防長から御答弁をお願いします。

○安藤薫委員長 暫時休憩します。

(午後3時 6分 休憩)

(午後3時39分 再開)

○安藤薫委員長 再開します。

それでは答弁を求めます。

辻課長。

○辻広報課長 質問番号3番、SNS発信におけるビュー数、アクセス数を増やすための取組についてお答えいたします。

本市におきましては、LINE、インスタグラム、ユーチューブなど様々な媒体を活用しまして、市民の皆様に必要なとされる情報や関心の高いトピックをタイムリーかつ効果的にお届けすることを心がけております。

具体的な取組としましては、LINEにおいてはイベント情報や市の取組など、市民生活に役立つ内容を適切な時期に分かりやすく発信をしております。

インスタグラムにおいては、取材後に可能な限り迅速に投稿を行い、イベント等の熱気が伝わる時期に発信をしております。

また、各SNSにおきまして、それぞれの特性を生かし、画像や動画を積極的に活用することで視覚的にも分かりやすく興味を引く内容を意識しております。

今後、さらに市ホームページや各SNSにおきまして、検索されやすいキーワードを盛り込むとともに、定期的な更新や適切なタグづけ、相互リンクの活用などにより情報を見つけやすい仕組みづくりを進め

てまいります。

それとともに、インフルエンサーとのコラボレーションについての検討も進めてまいります。

これらの取組によりまして、ビュー数、アクセス数の増加を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 消防長。

○松田消防長 塚本副委員長の今後の救急体制についての考え方についての質問にお答えいたします。

現在、専任救急隊2隊、兼任救急隊2隊の計救急隊4隊の体制で運用しておりますが、近年の救急件数の増加により、その対応が課題となっております。

近隣市におきましても、特に救急需要の増加の対応として救急隊の増隊とそれに伴う人員の増強をしている市もございます。

現在は4隊とも出動している場合には、近隣市応援協定に基づき応援をいただいたり反対に応援出動をしたりで、本市を含め近隣市におきましても大変厳しい中ではございますけれども、対応している現状がございます。

今後救急需要が増えていくものと認識しており、それらの課題を現状の人員で可能な限り対応するための取組といたしまして、令和6年度5市指令共同運用により効率化できた人員を災害要員として確保いたしました。

また、令和9年度から吹田市とのはしご車共同運用を実現することで、はしご隊、大型タンク隊、第三救急隊と兼務している隊を2隊兼務とするなど、可能な限りの工夫をまいりたいと考えております。

今後におきましても、救急需要の増加が

予測されますことから、大きな課題といたしましては、安威川以南地域へより早く救急隊が到着できるよう、鳥飼出張所に救急車を配置することが理想的であると考えております。

財政的に大変厳しい中ではございますが、市民の安全・安心を守るという使命が消防も含め市が果たすべき責任でございますので、しっかりとその使命を果たせるよう、よりよい救急体制の構築を目指し、引き続き関係部局と連携し協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 塚本副委員長。

○塚本崇委員 ありがとうございます。要望にさせていただきます。

このSNS対策については、最近アルゴリズムによって表示されやすい、されにくいことが決まってきます。まずはビュー数であったりとか、いいねとかの数で決まってきます。

最近、ハッシュタグはあまり検索に関係がないようです。というのも全文検索されるので、ハッシュタグ自体はあまり効果をなさないと言われておりますので、そういったところも工夫をしていただきたいと思います。

確か5年ほど前、古賀副理事が広報課におられたときに一般質問で、ホームページのお話をしたかと思うんです。そのときにユーザーとコラボしたらいいじゃないかという話をさせていただいたと思うんですけれども、やっとなら5年かけてたどり着いたと思っています。少なくとも最低ラインは職員数以上でお願いしたいと思っていますので、皆さんの御協力をよろしくお願いします。

救急搬送についてですけれども、僕の家が

すごく幹線道路に近くて、音の聞こえがよいもんですから、10分に1回ほど救急の音が聞こえることがあると、心配になるわけです。

医療現場の方から聞くと、コロナのときより医療現場は疲弊してしまって、若干衰退しているという指摘を受けております。

そことの連携、これは厚生労働省の政策だと思いますけど、消防は総務省ですから、市のコントロールできるところはできるだけ措置できるようにやっていただきたい。

光好議員の代表質問でも、平均より20名足りていないことが既に明らかになっているわけですから、救急1隊分、何とか予算確保いただきたいということを要望して、私の質問を終わらせていただきます。

○安藤薫委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安藤薫委員長 以上で、市長公室、総合行政委員会事務局、消防本部に係る質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後3時46分 休憩)

(午後3時47分 再開)

○安藤薫委員長 再開します。

議案第5号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 一つだけ質問しておきたいと思います。

3ページの歳入のところですが、諸収入として預金利子等529万8,000円となっています。この預金等という部分について、預金利子だけなのかが気になります。そのほかにもいろいろ入っているのかについて、まず聞きたいと思います。

○安藤薫委員長 浅田課長。

○浅田資産活用課長 御質問にお答えいたします。

預金利子等でございますけれども、こちらは当然、金融機関に定期預金として預けているものもございます。

それからもう一つ、今、債券運用をそれぞれしているんですけれども、太中それから味舌上財産区、それから小坪井財産区で債券運用をしております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 債券運用をしてはるといことです。

中期財政計画の中で新たな財源を確保するための取組をするというのがありまして、それはまさに基金になります。国のようには運用はできへんけれども、ただ単に預けておいて利子が入ってくるだけではなくて、例えば京都府の府債とかを購入するなど検討いただきたい。

財産区財産も大体15億円ぐらいのお金を一旦は全部財産区のところへ出資して、余ったら返ってくるという形を取ってはります。

ということで、これは運用できるのではないかと思っているわけですが、一部運用されているということでございます。これからも効果的にしっかりと運用していただきながら、少しでも利益を上げていくような新しい考え方の下で進めていただきたい。

これは市の基金についてもそういう考え方で、ぜひ合理的に進めていただきたいということでお願いしておきます。

以上です。

○安藤薫委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安藤薫委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後 3 時 5 1 分 休憩)

(午後 3 時 5 2 分 再開)

○安藤薫委員長 再開します。

次に、議案第 2 1 号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安藤薫委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後 3 時 5 3 分 休憩)

(午後 3 時 5 4 分 再開)

○安藤薫委員長 再開します。

議案第 1 9 号の審査を行います。

本件について補足説明を求めます。

平井市長公室長。

○平井市長公室長 議案第 1 9 号、摂津市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例制定の件につきまして、提案内容の補足説明を申し上げます。

このたびの条例制定は、技能労務職員に対して国が導入している行政職俸給表二を基に、本市で技能労務職員への給料表を導入するに当たり、給料の種類や基準を定めるために本条例を制定するものでございます。

本会議でも御説明いたしましたが、本改正条例は 2 2 の条文から成っており、条文に沿って御説明いたします。

第 1 条では、地方公務員法第 5 7 条に規定されている技能労務職員に対し、地方公営企業法の規定で給与の種類及び基準を条例に定める必要があることから、本条例を定める旨を規定しているものです。

第 2 条第 1 項では、技能労務職員である常勤職員もしくは短時間勤務をする職員の給与の種類については、給料及び手当であることを、第 2 項では、給料は手当を除く勤務時間に対する報酬であることを、第 3 項では、手当の種類を規定しているものでございます。

なお、一般職の職員と同様の手当を支給することとなりますが、本条例の適用を受ける職員のうち、管理職となる職員はいないことから、管理職手当及び管理職員特別勤務手当を除いております。

第 3 条第 1 項では、職員の職務に応じて給料表を設ける旨を、第 2 項では、等級と等級ごとに号給を定める旨を、第 3 項では、等級や号給、号給間の差額などにおいて地方公営企業法に基づき、職務に必要なとされる能力や発揮された能率、国・地方公共団体及び民間企業等の同一、または類似の職種などとの事情を考慮し定める旨を規定しております。

第 4 条から第 1 4 条では、各種手当の支給対象、支給要件などについて規定しております。

第 4 条では、扶養手当について、第 1 項で扶養手当の支給要件を、第 2 項各号で扶養親族の対象を規定しております。各号の内容といたしましては、第 1 号から第 4 号に年齢要件を満たす子、孫、父母、祖父母及び兄弟を規定し、第 5 号にて障害にある者を規定しております。

第 5 条では地域手当を、第 6 条では住居手当を、第 7 条では通勤手当を、第 8 条では特殊勤務手当の支給について規定しております。

第 9 条第 1 項では時間外勤務手当について、第 2 項には週の勤務時間が 3 8 時間 4 5 分を超えた時間に対して時間外勤務

手当を支給する旨を規定し、ただし書にて週の勤務時間が3時間45分に達しない短時間勤務職員へ週の勤務時間が38時間45分に達するまで、時間外勤務手当を支給しない旨を規定しております。

ただし書の対象となる短時間勤務職員を第1号には育児短時間勤務を、第2号には定年前再任用短時間勤務職員を、第3号には任期付短時間勤務職員について規定しております。

続きまして、第10条では休日勤務手当を、第11条では夜間勤務手当を、第12条では期末手当を、第13条では勤勉手当を規定しており、第14条では退職手当について規定を行っております。

第14条の退職手当について、第1項は支給対象となる職員として6か月以上で退職した職員と6か月未満で退職した職員のうち、定数の改廃や負傷、死亡などで退職した職員を支給対象とする場合として第1号から第4号に規定し、第2項は退職手当の全部または一部を支給しないこととする場合として、懲戒免職や失職などを第1号から第3号で規定し、第3項は、在職中に懲戒免職を受けるべき行為として認められる者への退職手当について支給される前は制限を、支給された後であれば返納または納付させる旨を規定しております。

第4項では労働基準法、第5項から第8項は雇用保険法に基づき支給される各種手当と比較し、差額を退職手当として支給する旨を規定しております。

第4条から第14条に規定する各種手当においては、一般職と同様に手当が支給されることとなっております。

第15条から第19条では、給与の減額や給与を支給しない場合について規定し

ております。

第15条第1項では、承認なく勤務しないときに1時間当たりの給与額を減額する規定を、第2項では部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業などで承認を受け、勤務をしない場合には第1項と同様に1時間当たりの給与額を減額する旨を、第16条から第19条では、休職者、専従休職者、育児休業及び配偶者同行休業の承認を受けた職員への給与の支給について規定しております。

第20条第1項では、一般職の会計年度任用職員とは違い、技能労務職員の会計年度任用職員への給与は給料と各種手当とする旨を、第2項では、会計年度任用職員への退職手当の支給は常勤職員と同様の勤務時間で、かつ6か月以上任用された者にだけ支給される旨を、第3項では、扶養手当及び住居手当、休職者への給与の支給要件を除く各種手当の支給要件を会計年度任用職員に準用する旨を規定しております。

第21条では、定年前再任用短時間勤務職員への扶養手当及び退職手当の規定を適用しない旨を、第22条では、任期付短時間勤務職員への扶養手当、住居手当及び退職手当の規定を適用しないものとするものでございます。

なお附則といたしまして、第1項に令和8年4月1日を施行期日とする旨を、第2項には、60歳以降の給与の特例措置として、一般職の給与条例との均衡を考慮し、任命権者が定める旨を規定し、第3項には、暫定再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員とみなし、時間外勤務手当の支給要件を適用する旨を、第4項には、暫定再任用職員へ扶養手当及び退職手当を支給しない旨を、第5項から第9項は本

条例制定に伴う文言整理などを規定しております。

以上、議案第19号の提案内容の補足説明とさせていただきます。

○安藤薫委員長 説明が終わり質疑に入ります。

峰松委員。

○峰松由紀子委員 質問をさせていただきます。

1回目の質問です。摂津市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例制定の件ですけれども、まず1回目は現在の技能労務職員の人数についてお聞かせください。

○安藤薫委員長 松本課長。

○松本人事課長 令和8年3月1日現在の技能労務職員の人数でございますけれども、短時間勤務職員を除く人数で申し上げますと、作業員が19人、給食調理員11人、学校校務員4人、水道技師3人、合計37人となっております。

○安藤薫委員長 峰松委員。

○峰松由紀子委員 御答弁ありがとうございます。2回目の質問をさせていただきます。

合計37人ということが分かりました。この37人の方の平均年齢について教えてください。

○安藤薫委員長 松本課長。

○松本人事課長 令和8年3月1日現在で申し上げますと、54歳と5か月となります。

以上です。

○安藤薫委員長 峰松委員。

○峰松由紀子委員 要望とさせていただきます。

54歳と5か月ということは、大分高齢化しているのではないかと思います。今

後、組織をしっかりと保てるように適正な配置を進めてもらうように要望とさせていただきます。

以上です。

○安藤薫委員長 早坂委員。

○早坂京一郎委員 本市における技能労務職には、どのような職があるのかお聞かせください。

○安藤薫委員長 松本課長。

○松本人事課長 常勤職員で申し上げますと、ごみ収集にかかる職員でありましたり、学校やこども園の調理員、あと学校校務員、水道技師となります。

会計年度任用職員では、公用車の運転手、庁舎の宿直、公園で緑地作業を行う者、農業用水路を管理する職となります。

以上です。

○安藤薫委員長 早坂委員。

○早坂京一郎委員 ありがとうございます。ごみ収集作業を担う職員や調理員などの方が対象となることが分かりました。

こうした職の方々は、現在も本市の行政サービスを支える重要な役割を担っております。

そこで確認させていただきたいんですが、現在在職しております職員の給与について、今回の条例制定により、どのような扱いとなるのかお聞かせください。

○安藤薫委員長 松本課長。

○松本人事課長 令和8年3月31日現在に在職する職員につきましては、激変緩和の意味も含めまして当分の間、現行の給与といたします。

以上です。

○安藤薫委員長 早坂委員。

○早坂京一郎委員 ありがとうございます。現在在職しております職員については、当面は現行の給与を維持するということ

を確認いたしました。

これは会計年度任用職員についても同様なのか、お聞かせください。

○安藤薫委員長 松本課長。

○松本人事課長 会計年度任用職員におきましても、いわゆる行政職二表という表のその適用を受けることとなります。

ただ、令和5年にどの給与表が適用されているかというのは関係なく、大阪府下の市町村の会計年度任用職員の報酬を調査確認して現在の金額としておりますことから、この行政職二表の適用となったからといって金額が下がるということは考えておりません。現在の年収を維持できる仕組みといたしております。

以上です。

○安藤薫委員長 早坂委員。

○早坂京一郎委員 現職の方や会計年度任用職員について、今回の制度整備によって直ちに給与が下がるものではなく、現行水準を維持した上での考えであることを確認させていただきました。

技能労務職はごみ収集や調理、施設管理など市民生活を支える重要な業務を担っておられます。今後、人材確保がますます重要になる中で、給与や処遇は大きな要素になると考えています。財政状況もあるとは思いますが、現場を支える人材を確保できるように適切な制度運用を要望して質問を終わりにいたします。

○安藤薫委員長 ほかありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安藤薫委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後4時6分 休憩)

(午後4時7分 再開)

○安藤薫委員長 再開します。

次に、議案第22号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

長田委員。

○長田知樹委員 本条例につきまして、市長及び副市長の退職金を削減されることとあります。決して否定的な意味合いで質問するものではありませんが、行政の長として重大な責任を担い、その職務を全うすることに対しては、十分な対価として金銭が支払われるべきであるという考え方もあるかと思えます。

そのような中で、今回退職金を削減するに至った市長の思いについて、改めてお聞かせください。

○安藤薫委員長 嶋野市長。

○嶋野市長 議案第22号を上程した背景は二つあると思っております。

一つは、市民の皆さんに現在、摂津市が置かれている状況についてしっかりと御認識いただきたいところであります。

令和6年度の決算について、審査をいただきましたけれども、6年ぶりに経常収支比率が100を超える状況になりました。また、これは一般会計ではありませんけれども、水道の会計を見ておりますと、経年化率が50%を超える状況になっています。

かつて埼玉県八潮市で下水でしたけれども、非常に大きな事故が起きて、そこで貴い命が失われるという事故もございました。これは我々にとっても決して他人事ではないと考えております。市民の皆さんに安心して暮らしていただくためには、これから相当にいろいろな工夫をしていく必要があると感じているところでございます。

先日の委員会の中でも御議論いただき

ましたけれども、例えば公共施設の市民1人当たりの延べ床面積についても、摂津市は多い状況もございますし、あるいは老朽化も進んでいる状況がございます。

ということを考えますと、具体的にどこかということではなくて、公共施設につきましても、複合化を検討していくことが出てくるだろうと思っております。

その結果として、これまですぐ近くにあった施設から少し距離が出てくることも、可能性としてあるように思っております。決して楽観視できる状況ではないことについて、まずは市民の皆さんにお分かりいただきたいということが1点です。

それともう1点は、将来に向けて職員が今の状況をしっかり受けて、いかに持続可能な状況を構築していくのかについても、いま一度しっかりと肝に銘じていただきたいと強く思っております。

中期財政計画を皆様方にお示しいたしました。この中身、皆さんもう御覧いただいたと思いますけれども、令和8年度から令和12年度までの5か年計画です。

その目標として、標準財政規模の10%に相当する40億円を何とかして確保しようとしております。これを達成しようと思うと、ちょっとやそっとの努力ではできないだろうと思っております。相当に今やっている取組が本当に適切であるのかということについて、厳しく見詰め直していくと。不断の改革という表現を使っておりますけれども、そういう気持ちで業務に臨んでいかないと、40億円を確保するという目標は達成できないだろうと思っております。

それと併せて今、協働のまちづくりについての条例を制定して計画を策定中がございます。これから多くの市民の皆さん、

団体の皆さん、また地縁団体にも御協力をいただいで、新たなまちをつくっていかうとしておりますし、これも生易しいものではないと。これまでの当たり前でやっていたことを抜本的に発想を変えて、これからまたつくっていくという気概を今持つべきなのかと思っております。

そのためのまず覚悟を示すということで、これは副市長にも同じ思いを抱いていただきまして、副市長におかれましては20%退職金の削減、私におきましては50%の削減について、覚悟を示すという意味で今回上程をしたところでございますので、ぜひ皆様方にもこの現状認識を共有していただきたいと思っております。

○安藤薫委員長 長田委員。

○長田知樹委員 ありがとうございます。

市民の方にしっかりと範を示すということと、そしてまた実感を伴っていただく、そして職員の方に肝に銘じていただくというその市長の思い、しっかりと理解いたしました。

今後とも市政運営に全力で取り組んでいただくことを期待いたしまして、この質問を終わります。ありがとうございます。

○安藤薫委員長 ほかがございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安藤薫委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後4時12分 休憩)

(午後4時13分 再開)

○安藤薫委員長 再開します。

次に、議案第23号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略して質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安藤薫委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第24号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安藤薫委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第25号の審査を行います。

本件についても補足説明を省略し、質疑に入ります。

早坂委員。

○早坂京一郎委員 質問させていただきます。

この条例について、年末年始勤務手当を廃止するという内容の条例改正だと思いますが、廃止する理由を改めて教えてください。

○安藤薫委員長 松本課長。

○松本人事課長 年末年始勤務手当につきましては、国にない特殊勤務手当として、これまでも国や大阪府から廃止するよう指導を受けてまいりました。

大阪府下市町村におきましても順次廃止しておりまして、残すは摂津市と東大阪市のみとなっている状況でございました。こういった状況にございまして、職員団体と交渉の場を設け、廃止する方向で妥結したものでございます。

以上でございます。

○安藤薫委員長 早坂委員。

○早坂京一郎委員 よく議論されて、この廃止の提案を決定したと理解いたしました。

以上です。

○安藤薫委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 特殊勤務手当ということで、私も長いこと議員をやっていますか

らいろいろ歴史をひもといていきますけれども、昔はたくさんありました。特殊勤務手当はどんどんなくしていこうというので廃止していった経過があります。

例えば現場に出ていてヘビが出た、ハチが出たから危険手当が出たり、水道部局の職員は、いつ水道管が破裂しても対応できるように、特殊勤務手当があつたりとかいろいろありました。だんだんなくなりましたが、あと何が残っているのですか。

○安藤薫委員長 松本課長。

○松本人事課長 年末年始勤務手当を除きますと、例えば社会福祉事務従事手当としてケースワーカー業務をした方に日額180円であつたり、あと災害出勤手当として、災害発生時に防災活動に従事すると日額300円、他に市税等賦課徴収事務従事手当、衛生・一般廃棄物作業従事手当、土木・水路・公園維持作業従事手当、消防業務従事手当の六つとなります。

以上です。

○安藤薫委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 特殊勤務手当については、いる分は残したらいいと思いますから、その辺も精査をして、またこちらも勉強していきたいと思いますので、ありがとうございます。

以上で結構です。

○安藤薫委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安藤薫委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後4時17分 休憩)

(午後4時19分 再開)

○安藤薫委員長 再開します。

次に、議案第30号の審査を行います。本件については、補足説明を省略し、質

疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安藤薫委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後4時19分 休憩)

(午後4時20分 再開)

○安藤薫委員長 再開します。

次に、議案第31号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

峰松委員。

○峰松由紀子委員 1回目の質問をさせていただきます。

今回、摂津市火災予防条例第29条の7に感震ブレーカーが新たに追加されますが、改正に至った経緯を教えてください。

また、市民の方々が感震ブレーカーを設置すれば、どのような効果が期待できるのかも教えてください。

○安藤薫委員長 大坪課長。

○大坪予防課長 御質問に御答弁申し上げます。

感震ブレーカーは、地震が発生したとき自動的に電気を遮断する器具でございます。令和6年1月に発生した能登半島地震での大規模火災を受け、総務省消防庁での検討会の中で地震発生時の電気火災を軽減するために感震ブレーカーの普及啓発が必要と提言され、今回の改正に至りました。

次に、設置した際の効果ですが、感震ブレーカーは分電盤タイプ、コンセントタイプ、簡易タイプの3種類があり、震度5強の揺れを感じたら自動でブレーカーを遮断することで、電気ストーブなどの転倒が要因となる電気火災や、家具等が転倒し電気コードが損傷した状態で電気が復旧し

たことにより発生する通電火災の発生を防止することが期待されます。

以上でございます。

○安藤薫委員長 峰松委員。

○峰松由紀子委員 御答弁ありがとうございます。2回目の質問をさせていただきます。

地震による電気火災を防ぐために、感震ブレーカーの設置が効果的であるということは理解できました。

2月に実施された地元の小学校区の自主防災訓練では、消防職員の方に来ていただき、住宅用火災警報器の設置啓発を行っていただきました。

住宅用火災警報器につきましては、これまでの啓発により、設置の必要性や重要性を広く周知され、市民や事業所の方々にも浸透してきていると感じてはおります。

一方で、感震ブレーカーについてはまだ一般的には十分に知られてないのではないかと感じています。

そこで、今後どのような形で感震ブレーカーの設置啓発を進められるか教えていただきたいです。

○安藤薫委員長 大坪課長。

○大坪予防課長 2回目の御質問に御答弁申し上げます。

感震ブレーカーの設置啓発についてですが、住宅用火災警報器と同様、各事業所での消防訓練や小学校区自主防災訓練時に消防職員による感震ブレーカーの設置説明や広報紙やホームページでの掲載、また、本市公式インスタグラムによる啓発の動画をアップするなど、あらゆる場を捉え市民等へ普及啓発活動を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 峰松委員。

○峰松由紀子委員 ありがとうございます。
要望とさせていただきます。

設置啓発活動を通じて、市民の皆様にご地震発生時の火災を防ぐための感震ブレーカーの有効性が広く浸透し、設置率の向上につながることを期待しております。

一方で、ブレーカーは住宅内の高い位置に設置されていることが多く、高齢者の方などにとっては設置したくても御自身で取り付けることが難しかったりという課題もあると考えます。

また、報道にもあったように、政府が感震ブレーカーを普及させるため、来年度から設置の費用の補助事業を始めるとのことです。ただし残念ながら、火災リスクの高い地域とされ、近隣では大阪市、豊中市、門真市、寝屋川市、東大阪市が対象となる見通しです。

本市においても関係部局と連携し、設置時の補助的な支援の在り方や火災リスクの高い地域における購入費用の補助制度の導入などについて、予算面も含めて前向きに検討していただき、感震ブレーカーの設置向上に努めていただくよう要望いたします。

以上です。

○安藤薫委員長 ほかにございますか。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 サウナについて、強化されていると思いますけれども、その経緯を教えてください。

○安藤薫委員長 大坪課長。

○大坪予防課長 御質問に御答弁申し上げます。

近年のサウナブームを背景に、従来の浴場等のサウナとは異なり、簡易的なテント型のサウナ及びバレル型のサウナが全国的に増加しておりまして、それを受けまし

て今まであったサウナを一般サウナ、テント型またバレル型のサウナを簡易サウナと位置づけして、今回改正いたすものでございます。

以上でございます。

○安藤薫委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 どうもありがとうございました。

松田消防長も役職定年ということでございます。長年にわたって摂津市の消防に本当に尽力してきていただいていると思いますし、それこそ阪神・淡路大震災や東日本大震災のときも総合援助隊として行っていたりとか、いろんなことも経験されてこられて本当に思い入れのある消防時代であったと思います。そういうことも踏まえまして、総括的に御答弁をお願いします。

○安藤薫委員長 松田消防長。

○松田消防長 答弁の機会をいただきまして、ありがとうございます。

私が消防本部に入庁いたしましたのは昭和63年4月で、あれから38年を迎えることとなります。

その当時は大阪府下でも単独消防本部は少なく、組合消防3本部しかございませんでした。時代も流れまして、どこの市町村も財政が厳しくなってきたこともあり、平成20年以降に全国的に一気に広域化が推進されてまいりました。

そんな中、摂津市も平成28年度から吹田市との消防指令業務共同運用が始まり、令和6年度から北大阪消防指令センターを開始いたしました。その中で119番通報の受信体制の強化、それと近隣市との相互応援体制の強化が図られました。

次のステップといたしまして、令和9年度からはしご車の共同運用を吹田市と始

める予定で今協議を進めておるところで
ございます。

また、大阪府も大阪市と消防学校を統合
されまして、その役割も明確にされ今に至
っているわけでございます。

今後におきましては、どの消防本部もで
すけれども、広域化を目指す動きが活発に
なってくると思われれます。北大阪におい
ても、そう遠くない時期に広域化の議論が
出てくると予測されますことから、近隣市
とも連携を図りながら広域化の波に乗り
遅れないように努めていく必要があると考
えております。

摂津市は大阪府下でも小規模消防本部
に属しておりますので、近隣市に引けを取
らないよう、できるだけ今のうちに体力を
つけていく必要があると思っております。

いずれにいたしましても、摂津市民の安
全・安心を守るという使命が消防を含め市
が果たすべき責任でありますので、しっか
りとその使命を果たせるよう、各部局とも
連携を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 ありがとうございます。
またお世話になりますので、これから
もどうぞよろしくお願いします。ありが
うございました。

以上です。

○安藤薫委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後4時31分 休憩)

(午後4時33分 再開)

○安藤薫委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安藤薫委員長 討論なしと認め、採決し
ます。

議案第1号所管分について、可決するこ
とに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○安藤薫委員長 全員賛成。よって、本件
は可決すべきものと決定しました。

議案第5号について、可決することに賛
成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○安藤薫委員長 全員賛成。よって、本件
は可決すべきものと決定しました。

議案第9号所管分について、可決するこ
とに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○安藤薫委員長 全員賛成。よって、本件
は可決すべきものと決定しました。

議案第19号について、可決することに
賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○安藤薫委員長 全員賛成。よって、本件
は可決すべきものと決定しました。

議案第21号について、可決することに
賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○安藤薫委員長 全員賛成。よって、本件
は可決すべきものと決定しました。

議案第22号について、可決することに
賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○安藤薫委員長 全員賛成。よって、本件
は可決すべきものと決定しました。

議案第23号について、可決することに
賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○安藤薫委員長 全員賛成。よって、本件
は可決すべきものと決定しました。

議案第24号について、可決することに

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○安藤薫委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第25号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○安藤薫委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第30号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○安藤薫委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第31号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○安藤薫委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

暫時休憩します。

(午後4時35分 休憩)

(午後4時36分 再開)

○安藤薫委員長 再開します。

本委員会の所管事項に関する事務調査について協議します。

総務建設常任委員会における令和8年度の行政視察につきましては、昨年12月5日の本委員会で視察項目等を協議させていただきました。

視察項目につきましては、防災、まちづくりに関わる歳入確保、シティプロモーションの3項目を候補とし、視察先や日程等については調整することとしておりました。

これらの調整ができましたので、本日は委員長案として提案させていただきます。

それでは、お手元の資料を御覧ください。

日程につきましては、5月13日水曜日

から5月14日木曜日の2日間で、視察先につきましては、長野県塩尻市及び長野県長野市です。塩尻市では、クラウドファンディング型ふるさと納税及びシティプロモーションについて視察を行います。

塩尻市は、令和2年度から文化財の修復や公園の整備に共感いただいた方から寄附を募るクラウドファンディング型ふるさと納税に取り組んでいます。

また、庁内コミュニケーションを深める庁内報やアニメーション画像を用いた広報、住民を巻き込んだPRカードなど、多彩な広報企画を展開され、令和6年度にはシティプロモーションアワード奨励賞を受賞されております。これらの先進的な取組について視察を行います。

また長野市では、災害対応、防災対策について視察を行います。

長野市は、令和元年の台風19号により、市内を流れる一級河川である千曲川の堤防が決壊し、市内の広い範囲が浸水するなど甚大な被害を受けました。

その後、令和2年度に復興計画を策定し、市民、ボランティア、自治体、民間事業者等が一体となって復旧復興に取り組まれてこられた内容について、視察を行います。

以上が、視察案の内容となりますが、委員の皆さんいかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○安藤薫委員長 それでは、そのように決定をいたします。

暫時休憩します。

(午後4時39分 休憩)

(午後4時43分 再開)

○安藤薫委員長 再開します。

それでは、塩尻市のクラウドファンディング型ふるさと納税及びシティプロモーションについて、長野市の災害対応、防災

対策について視察を実施させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、常任委員会の所管事項に関する事務調査については、本会議最終日において閉会中に調査することが諮られます。

本委員会の所管事項については、行財政運営について、防災行政について、人権行政について、消防行政について、都市計画行政について、土木行政についてを令和9年3月31日まで閉会中に調査することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○安藤薫委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

これで本委員会を閉会いたします。

(午後4時44分 閉会)

摂津市議会委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

総務建設常任委員長 安藤 薫

総務建設常任委員 塚本 崇